

中京大学 県政連続講義 第9回
2024年6月11日

愛知県の新型コロナウイルス 感染症対策

愛知県保健医療局感染症対策課

本日の内容

- 新型コロナウイルス感染症対策（法律の位置づけ等）
- 愛知県における新型コロナの感染状況の推移
- 愛知県における新型コロナへの主な取組①～⑥
- 愛知県の組織体制等
- 2024年4月以降の対応について
- 今後の感染症危機に備えて

新型コロナウイルス感染症対策

- 法律の位置づけ
(感染症法・新型インフル特措法・予防接種法)

感染症対策における感染症法と新型インフル特措法の位置づけ

● 感染症法

- ・一類感染症、二類感染症、三類感染症、
四類感染症、五類感染症
- ・**新型インフルエンザ等感染症**
(
新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、
新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
)
- ・指定感染症
- ・新感染症

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定
- ・ 感染症の発生予防及びまん延防止により
公衆衛生の向上及び増進を目的

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律>

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(定義等)

第六条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、**一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの**をいう。）

● 新型インフル特措法

- ・**新型インフルエンザ等感染症**
- ・指定感染症 ※当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ・新感染症 ※全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

⇒全国的かつ急速にまん延し、かつ、**病状の程度が重篤となるおそれがあり**、また、**国民生活及び国民経済に重大な影響**を及ぼすおそれがある

- ・ 迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定
- ・ 国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目的

<新型インフルエンザ等対策特別措置法>

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、**新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み**、(略)、**新型インフルエンザ等に対する対策の強化**を図り、もって**新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。**

(定義)

第二条

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(略)、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症(第十四条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。(略))をいう。

新型コロナウイルス感染症に対する感染症法及び特措法に基づく対策の要件比較

●感染症法上の対策(「新型インフルエンザ等感染症」としての対策)

全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる

●特措法に基づく政府対策本部の設置・廃止

(設置) 病状の程度が季節性インフルエンザに比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、設置

(廃止) 病状の程度が季節性インフルエンザに比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は、新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった時に廃止

●特措法に基づく緊急事態措置・まん延防止等重点措置

・肺炎、多臓器不全又は脳症その他の重篤な症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる

対応する感染 拡大防止措置

医師の届出、入院勧告・措置など感染症法上の措置(感染症法第12条、第19条等)、特措法に基づかない呼びかけ

基本的対処方針に基づく対策
(特措法第24条9項に基づく要請)

【まん延防止等重点措置】

飲食店の時短要請、外出・移動の自粛要請等(特措法第31条の6)

【緊急事態措置】

飲食店の時短要請、施設の使用制限、催物の開催制限、外出・移動の自粛要請等(特措法第45条)

新型インフルエンザ等感染症(2類相当)と5類感染症の主な違い (2023年5月8日 5類感染症に移行)

第75回 厚生科学審議会感染症部会
(令和5年4月27日)

資料1-1
(抜粋)

2-1 感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されること等に伴い、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に転換する。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・ 法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・ 医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・ 入院措置等、行政の強い関与
- ・ 限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・ 法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛(自宅待機)要請
- ・ 入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・ 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・ 基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・ 予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・ 定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・ 様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス(抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等)

- ・ 幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・ 新たな医療機関に参画を促す

- ・ 政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・ 医療費の1割~3割を自己負担
入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

- ・ 国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・ 基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・ 令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

○高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回(5月~、9月~)
○5歳以上のすべての方：年1回(9月~)

予防接種法における位置づけ

特例臨時接種は昨年度末で終了

第30回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会
(令和5年11月27日)

資料 1
(抜粋)

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(11/22同日開催)の議論を踏まえての方針

- 9/8の基本方針部会では、1)特例臨時接種の今年度末での終了、2)来年度以降の接種プログラムを確認
- 11/22の基本方針部会及び分科会では、特例臨時接種を今年度末で終了した上で、来年度以降の定期接種化することを了承。

1. 議論のポイント

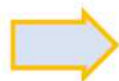
1)特例臨時接種の今年度末での終了について

■ 新型コロナウイルス感染症に関する知見

	昨年度までの知見	新たに得られた知見
疫学的状況	デルタ株と比較してオミクロン株の重症化率等が低下	XBB系統の重症度に上昇の兆候はない
ワクチンの効果等	ワクチンによる重症化予防効果を確認	i) ワクチンによる重症化予防効果の持続期間は1年以上 ii) ウイルスに対する免疫を国民の多くが保有している

■ 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況

重症化予防及び死亡予防の効果が確認されている抗ウイルス薬が複数利用可能になり、一般流通も行われるなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況においても有利な状況変化が生じている。



特例臨時接種の実施要件である「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、**特例臨時接種を今年度末で終了**する。

2)来年度以降の接種プログラムについて

接種の目的等	重症化予防を目的に、新型コロナ感染症を予防接種法上のB類疾病とし、法に基づく定期接種として実施
接種の対象者	65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者(インフルエンザワクチンと同様の対象者)
接種のタイミング	年1回の接種として、時期は秋冬
用いるワクチン	流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を毎年選択

2. 今後の予定

12月上旬目処 自治体説明会(とりまとめの内容を踏まえ、特例臨時終了と来年度接種に向けての必要な事項等について説明予定)

予防接種法体系図

通常時に行う予防接種

A類疾病の定期接種

(麻しん、ポリオ等)

人から人に伝染することから、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから、その発生とまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】可能

B類疾病の定期接種

(インフルエンザ等)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし
【勸奨】なし

【実費徴収】可能

臨時に行う予防接種

臨時接種③ (法6条3項)

・A類疾病のうち全国的かつ急速な蔓延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病

【努力義務】あり(※)
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】不可
→全額国費負担

(※)政令で定めるものを除く

臨時接種② (法6条2項) ； 臨時接種① (法6条1項)

・疾病のまん延予防上緊急の必要

【努力義務】あり(※)
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】不可(※)

(※)政令で定めるものを除く

国が対応すべき緊急の必要性

都道府県知事が対応すべき緊急の必要性

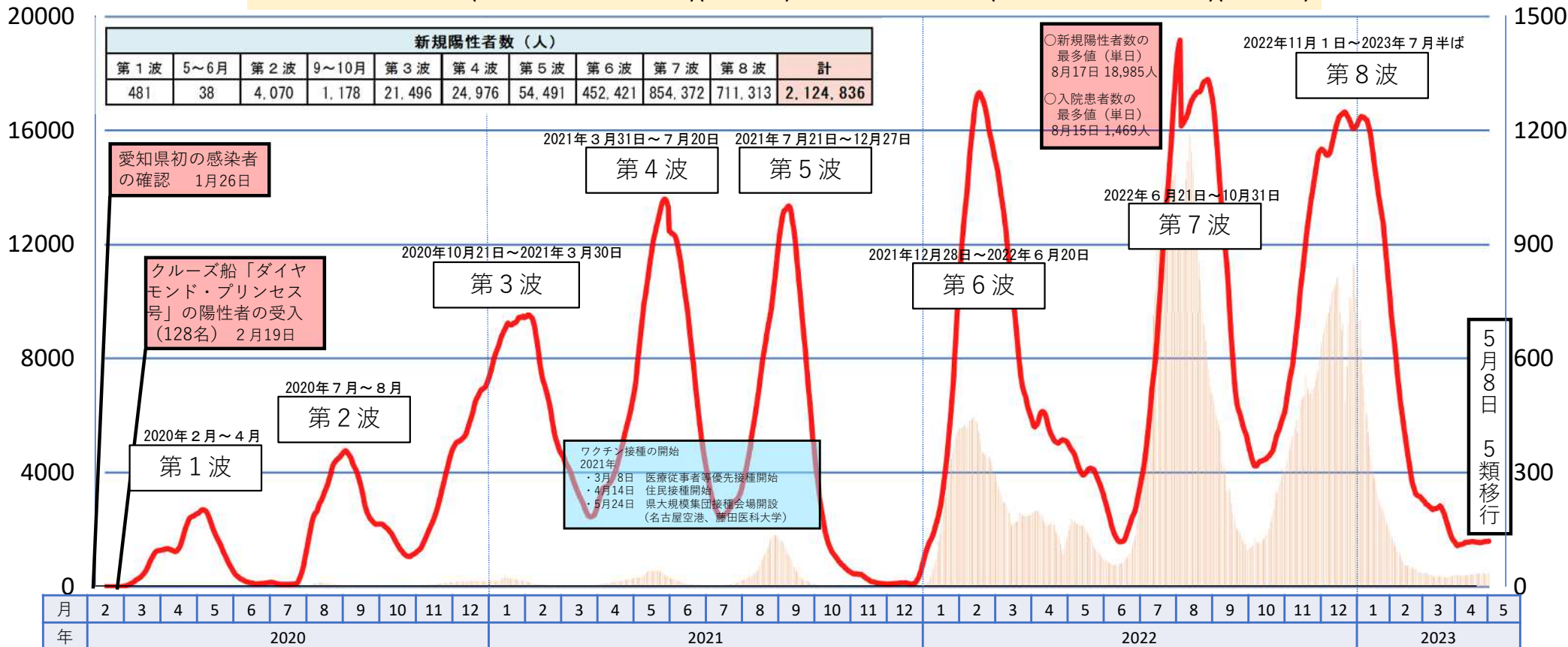
愛知県における新型コロナウイルスの感染状況の推移

愛知県における感染状況の推移

新規陽性者数
(人)

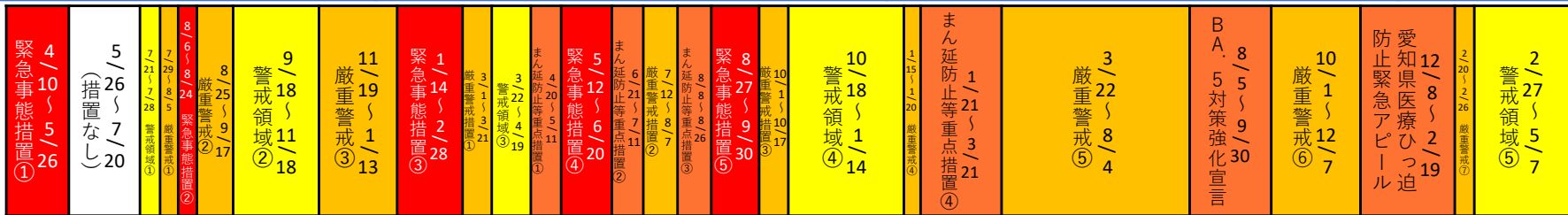
入院者数 (人)
(確保病床の入院患者数)

新規陽性者数(過去7日間の平均)(左目盛) 入院患者数(過去7日間の平均)(右目盛)



新規陽性者数 (人)										
第1波	5~6月	第2波	9~10月	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	計
481	38	4,070	1,178	21,496	24,976	54,491	452,421	854,372	711,313	2,124,836

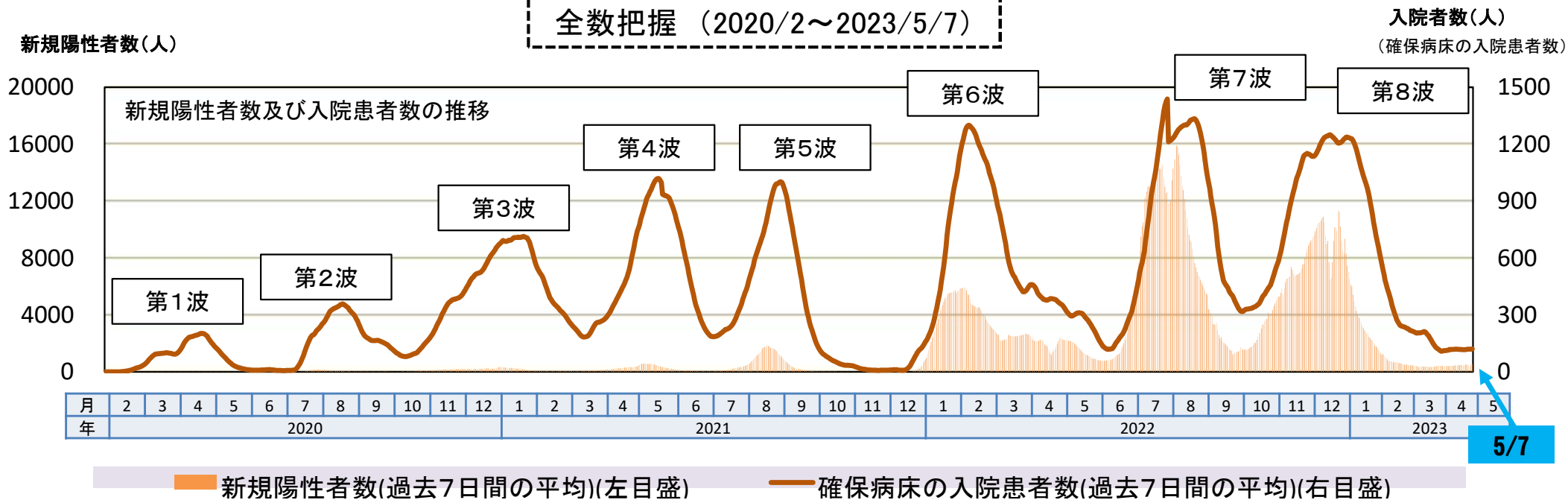
ワクチン接種の開始
2021年
・3月8日 医療従事者等優先接種開始
・4月14日 住民接種開始
・5月24日 県大規模集団接種会場開設
(名古屋空港、藤田医科大学)



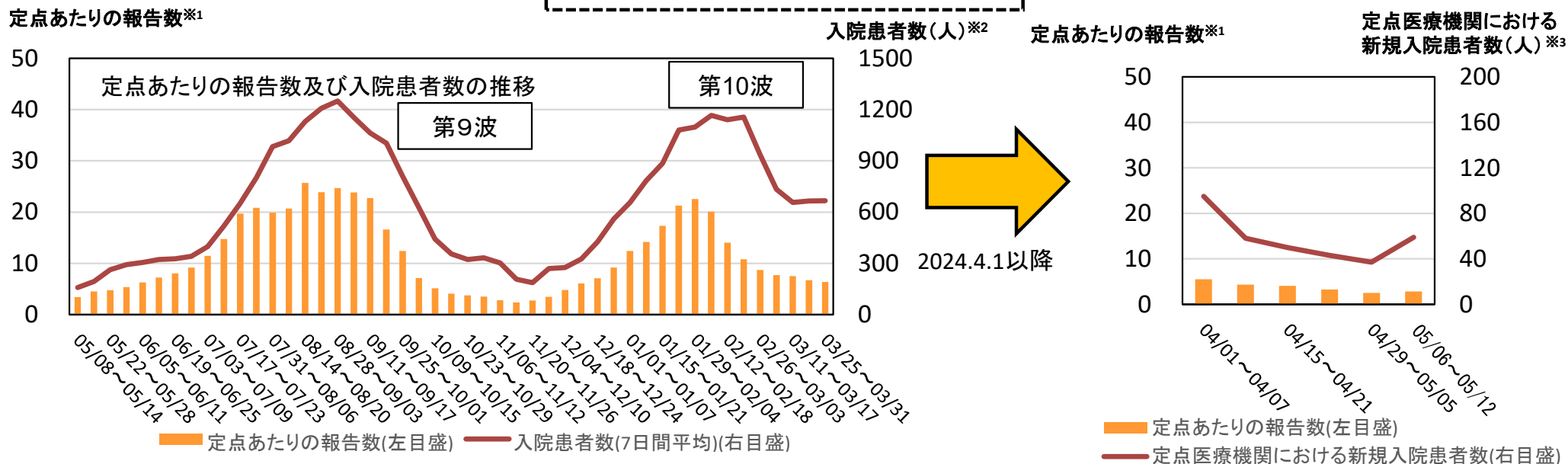
〈流行株〉 アルファ株 デルタ株 オミクロン株

愛知県における新型コロナウイルス感染症の状況

全数把握 (2020/2~2023/5/7)



定点把握 (2023/5/8~)



※1 定点医療機関からの一週間の総報告数÷定点医療機関数(195医療機関)
 ※2 確保病床数の減少に伴い、確保病床ではなくすべての入院患者数の推移に変更

※3 定点医療機関(15医療機関)からの一週間の総報告数

愛知県における新型コロナへの主な取組①

- 確保病床
- 愛知入院待機ステーション
- 愛知県立愛知病院
- 外来対応医療機関
(←診療・検査医療機関←帰国者・接触者外来)

○確保病床

感染症患者を受け入れるために確保した病床。流行株がアルファ株、デルタ株（第1波～第5波）の時期は、重症化率が高く、確保病床での入院を中心としていたが、オミクロン株以降（第6波～）は軽症の感染が拡大したため、一般医療機関での受け入れを進め、確保病床では中等症Ⅱ以上（酸素投与が必要となる者）の患者等を中心として受け入れた。

年月日	最大確保病床数		うち重症病床数		
		増加数		増加数	
2020年2月25日	72	—	—	—	第1波
3月16日	190	118	—	—	
3月23日	200	10	—	—	
3月30日	250	50	—	—	
4月13日	300	50	—	—	
4月17日	445	145	28	—	
5月11日	500	55	↓	—	第2波
7月27日	766	266	60	32	
8月14日	791	25	70	10	
10月15日	860	69	↓	—	第3波
12月1日	900	40	↓	—	
12月18日	↓	—	103	33	
12月21日	934	34	↓	—	
2021年1月6日	1,102	168	↓	—	
1月20日	↓	—	125	22	
2月9日	1,215	113	126	1	第4波
5月17日	1,515	300	146	20	
8月5日	1,570	55	170	24	第5波
9月10日	1,722	152	183	13	
10月18日	1,735	13	↓	—	
12月1日	2,534	799	230	47	第6波
2022年4月1日	2,540	6	↓	—	
10月12日	2,540	—	224	▲6	
11月21日	2,540	—	210	▲14	第7波
2023年4月1日	2,440	▲100	210	—	
(5類移行後)5月8日	1,590	▲850	146	▲64	
7月1日	1,379	▲211	133	▲13	
10月1日	574	▲805	121	▲12	

最大確保病床数 2,540床
(2022年4月1日～2023年3月31日)

※2024年4月からは確保病床によらない
通常の医療体制に移行

○愛知入院待機ステーション

入院待機者が入院先が決まるまでの間、一時的に受け入れ、酸素投与や投薬等の必要な処置を行う。

- ・ 設置期間 2021年9月6日～10月31日（第5波）
- ・ 設置場所 愛知県武道館（名古屋市港区）
- ・ 医療体制 20床 24時間体制
（医師、看護師、救急救命士等）

○愛知県立愛知病院

新型コロナウイルス感染症の専門病院として、県内の大学病院、愛知県医師会、愛知県病院協会、岡崎市民病院等の協力のもと、2020年10月15日に開設・運営。

主に中等症患者及び軽症の高齢者を重点的に受け入れ、重症患者を受け入れる大学病院等との役割分担を行い、医療機関の負担を軽減してきた。2023年4月1日をもって休止。（2024年4月1日 廃止）

【愛知県立愛知病院（岡崎市）】

- 稼働日数：898日
- 病床数：100床
- 受入患者数：1,655人
- 平均在院日数：11.1日

〈休止理由〉

県全体の最大確保病床が増えるとともに、多くの医療機関で患者を受け入れる体制が整ってきたため

（参考）愛知病院の沿革

- ・1954年10月25日 開院（当初は結核病床のみ）
- ・2005年4月1日 愛知県がんセンター愛知病院としてがん診療へ特化
- ・2019年4月1日 岡崎市へ移管（結核、乳がん治療及び緩和医療）
- ・2020年10月15日 新型コロナ専門病院として開設
- ・2023年4月1日 休止
- ・2024年4月1日 廃止

○外来対応医療機関

(← 診療・検査医療機関 ← 帰国者・接触者外来)

新型コロナウイルスに感染した疑いのある発熱患者等の診療又は検査が可能な医療機関。

〈経緯〉

○2020年2月12日 「帰国者・接触者外来」設置

- ・ 感染の疑いがある患者は「帰国者・接触者相談センター（保健所に設置）」へ相談。同センターは、患者へ帰国者・接触者外来を案内。
- ・ 設置時点：37医療機関（非公表）

○2020年10月26日 「診療・検査医療機関」設置（帰国者・接触者外来は廃止）

- ・ 帰国者・接触者相談センターを介さずに、かかりつけ医等の身近な医療機関で診療できる体制を整備。
- ・ 設置時点：1,166医療機関（公表192医療機関→2022年3月から原則公表）
- ・ 5類移行時点：2,272医療機関（公表2,271医療機関）

○2023年5月8日 「外来対応医療機関」へ改称

- ・ 5類移行後は、幅広い医療機関が対応する体制へと移行することを目指す。
（診療・検査医療機関と制度、機能等の変更なし）
- ・ 2023年12月時点：2,514医療機関（公表2,513医療機関）

愛知県における新型コロナへの主な取組②

- 宿泊療養施設
- 自宅療養者配食サービス
- 検査体制

○宿泊療養施設

感染拡大に伴い、病床のひっ迫を抑制するために2020年4月9日から療養施設を開設。5類移行に伴い、2023年5月7日で運営終了。

	施設名	地域	室数	入所実績 (延べ人数)	開設期間
1	あいち健康プラザ（あいち健康の森健康科学総合センター健康宿泊館）	尾張	63室	89人	2020/4/9～7/4
2	東横INN三河安城駅新幹線南口I	西三河	143室	5人	2020/4/29～6/10
3	あいち健康プラザ（あいち健康の森健康科学総合センター健康宿泊館）	尾張	63室	645人	2020/7/28～12/25
4	東横INN名古屋名駅南	尾張	805室	20,574人	2020/8/7～2023/2/6
5	豊川グランドホテル	東三河	58室	2,335人	2020/12/4～2023/3/6 (2022/10/23～休止)
6	東横INN三河安城駅新幹線南口II	西三河	246室	9,963人	2020/12/22～2023/3/6
7	R&Bホテル名古屋新幹線口	尾張	262室	7,217人	2021/8/24～2023/5/7
8	東横INN三河安城駅新幹線南口I	西三河	143室	1,221人	2021/8/31～2022/3/24
9	蒲郡ホテル	東三河	114室	1,772人	2021/9/15～2023/5/7
10	ホテルウィングインターナショナル名古屋	尾張	224室	4,952人	2022/1/28～2023/3/6
11	ベッセルイン栄駅前	尾張	225室	4,390人	2022/2/4～2023/3/6
12	コンフォートホテル豊橋	東三河	132室	2,070人	2022/2/18～2023/3/6
13	ホテルルートイン知立	尾張	158室	3,095人	2022/3/25～2023/5/7
14	東横イン中部国際空港I(ワン)	尾張	150室	1,468人	2022/7/29～2023/4/12
15	ホテルルートイン名古屋栄	尾張	363室	2,488人	2022/8/8～2023/3/6
16	アパホテル名古屋栄	尾張	400室	364人	2023/2/1～2023/5/7
確保室数計(延べ)			3,549室	62,648人	
最大入所者数			1,349人	2022年8月23日	
最大稼働施設数			11施設	2022年8月8日～2022年10月22日	
最大稼働確保室数			2,737室	2022年8月8日～2022年10月22日	

- ・対象者
無症状
もしくは軽症の患者
- ・最大稼働施設数 11施設
(2,737室)
(2022年8月8日～
2022年10月22日)

○自宅療養者配食サービス

2020年8月（第2波）に、自宅療養者が外出することなく自宅療養に専念できるよう、配食サービスを開始。5類移行に伴い、2023年5月7日配送分をもって終了。

【県実施分】

- ・対象者 県保健所管轄区域に在住する無症状もしくは軽症で自宅療養をする患者
- ・配食内容 〈お弁当コース〉
1日3食分を自宅療養期間が終了するまで毎日配送
〈レトルトコース〉：2022年7月（第7波）から開始
レトルト食品セット6日分を一括配送

【保健所設置市分】

保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市）については、配食サービスに係る経費に対して助成（10／10）を実施。

※対象者は県実施分と同じ。配食内容は各市で決定。

○検査体制①

【県の検査体制】

県衛生研究所、保健所設置市、民間検査機関、医療機関等においてPCR検査を実施。

〈1日あたりのPCR検査能力の推移〉

	2020年度								2021年度				2022年度				2023年度
	5月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	7月	9月	11月	2月	6月	9月	12月	2月	5月7日
県全体	300	1,472	1,778	2,128	3,649	4,439	5,474	9,052	11,925	18,496	22,611	48,324	50,353	52,422	53,146	54,236	52,236
県衛生研究所	120	320	320	320	480	480	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520
保健所設置市	140	220	220	420	568	568	568	568	568	588	588	880	880	880	1,000	1,000	1,000
民間検査機関	40	135	351	351	1,211	1,211	1,343	3,973	5,903	7,203	7,335	30,397	30,837	31,615	31,547	31,707	31,707
医療機関		797	797	797	880	880	1,743	2,691	3,634	8,885	12,168	14,527	16,116	17,407	18,079	19,009	19,009
PCR検査センター (2大学に業務委託)			90	240	510	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0

併せて外来対応医療機関において抗原検査を実施。

なお初期には、県（瀬戸保健所豊明保健分室、あいち健康プラザ）と一部の保健所設置市において、ドライブスルー方式による検体採取を実施した。

最大検査能力（1日当たり） 約 99,000件
 （PCR 約 54,000件、抗原検査 約 45,000件）

○検査体制②

【無料検査】

2021年12月29日（第6波）に、健康上の理由等によりワクチン接種ができない方や感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状者を対象に、無料検査を開始。5類移行に伴い、2023年5月7日で終了。

- ・登録検査所：延べ825か所（2023年5月7日時点：610か所）

検査方法	検査件数 (件)	陽性者(疑い)数(件)	陽性(疑い)率
PCR検査等	694,986	42,147	6.06%
抗原定性検査	471,718	13,908	2.95%
合計	1,166,704	56,055	4.80%

○検査体制③

【高齢者施設等職員への集中的検査（スクリーニング検査）】

高齢者施設等における新たなクラスターの発生を防ぐため、高齢者施設等職員への集中的検査（スクリーニング検査）を実施。

- ・ 実施期間：2021年3月8日～2024年3月31日
- ・ 対象者：高齢者及び障害者施設・事業所に従事する職員
（約7,600施設、約108,000人）
- ・ 検査方法：2021年3月～2023年6月 PCR検査（2週間に1回程度※）
2023年7月～2024年3月 抗原定性検査（1週間に2回程度）
※感染状況等に応じ、月ごとに検査実施の有無・検査頻度を設定

延べ検査件数 1,691,800件実施（2023年12月末時点）

愛知県における新型コロナへの主な取組③

- ワクチン接種促進に向けた取組
- ワクチン大規模集団接種
- ワクチン接種状況

○ワクチン接種促進に向けた取組

○市町村との連携

- ・接種体制推進連絡協議会の開催

○職域接種の促進

- ・職域接種を実施する中小企業・大学等への財政支援を実施
(2021年6月～2023年3月)

○相談窓口の設置

- ・新型コロナワクチン全般に関する電話相談窓口を設置

○高齢者・障害児（者）施設等への巡回接種【県独自】

- ・施設や在宅への巡回接種の促進に向けた財政支援の実施

○小児接種の促進【県独自】

- ・新型コロナワクチン小児接種センターの開設
(2023年4月～2024年3月)
- ・小児接種を実施する医療機関への財政支援を実施

○副反応対応協力医療機関の整備

- ・副反応専門相談窓口を医療機関に開設（最大11医療機関）

○新型コロナワクチン副反応等見舞金【県独自】

- ・副反応治療に要した医療費自己負担分の1／2を支給

○ワクチン大規模集団接種

新型コロナワクチンの住民接種を加速するため、2021年5月24日に大規模集団接種会場を2か所で開設して以降、1年10か月間、最大8か所まで会場数を拡大し、県独自のキャンセル枠を活用した接種券無し接種等を実施した。

また、小児へのワクチン接種についても、4か所の大規模集団接種会場で実施し、延べ約136万人の方に接種を行い、市町村の接種を後押しした。

【県の大規模集団接種会場の接種実績（小児接種を除く）】

会場名	開設期間（※）	接種回数
名古屋空港 ターミナルビル	2021年5月24日～2023年3月25日	474,158
藤田医科大学		294,023
愛知医科大学 メディカルセンター	2021年7月3日～2023年3月26日	122,737
藤田医科大学 岡崎医療センター	2021年7月3日～2023年3月25日	200,267
JA愛知厚生連 安城更生病院		59,159
豊橋中央・ 東三河総合庁舎	豊橋中央：2021年7月10日～2021年9月3日 東三河総合庁舎：2021年9月5日～2022年6月12日 （3回目接種まで）	142,114
バンテリンドーム ナゴヤ	2021年7月5日～2021年10月31日 （1・2回目接種まで）	36,493
あいちワクチン ステーション栄	2021年9月11日～2021年11月5日 （1・2回目接種まで）	22,949
計		1,351,900

【県の大規模集団接種会場の接種実績（小児接種）】

会場名	開設期間	接種回数
名古屋空港 ターミナルビル	2022年3月5日～2023年3月25日	3,938
藤田医科大学		1,319
愛知医科大学 メディカルセンター	2022年3月7日～2023年3月20日	1,673
藤田医科大学 岡崎医療センター		724
計		7,654

※「名古屋空港ターミナルビル」「藤田医科大学」「愛知医科大学メディカルセンター」「藤田医科大学岡崎医療センター」「JA愛知厚生連安城更生病院」「東三河総合庁舎」の6会場は、初回接種に区切りがついた2021年11月末に一旦終了。3回目接種開始に合わせて、2022年1月24日から再度開設。

○ワクチン接種状況

対象者	接種回数 ※					
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
12歳以上 [接種率 母数676.1万人]	6,122,510回 [90.55%]	6,046,295回 [89.42%]	4,876,230回	3,053,452回	1,584,594回	915,229回
うち 65歳以上 [接種率 母数189.5万人]			1,734,300回	1,560,407回	1,262,493回	818,901回
小児（5～11歳） [接種率 母数46.7万人]	88,776回 [19.00%]	86,720回 [18.56%]	30,747回	6,877回	20回	
乳幼児（6か月～4歳） [接種率 母数25.6万人]	7,832回 [3.06%]	7,464回 [2.92%]	6,127回 [2.40%]			

※ 初回接種から「令和5年春開始接種」までを含めた数値

12歳以上及び小児（5～11歳）の1～2回目接種、乳幼児（6か月～4歳）の1～3回目接種は2024年3月31日時点

12歳以上の3～6回目接種、小児（5～11歳）の3～5回目接種は2024年3月31日時点

令和5年秋開始接種（2024年3月31日時点）

対象者	接種回数
12歳以上 [接種率 母数676.1万人]	1,256,218回 [18.58%]
うち 65歳以上 [接種率 母数189.5万人]	863,440回 [45.57%]
小児（5～11歳） [接種率 母数46.7万人]	6,594回 [1.41%]
乳幼児（6か月～4歳） [接種率 母数25.6万人]	1,739回 [0.68%]

※2024年3月末で特例臨時接種は終了し、定期接種に移行。

愛知県における新型コロナへの主な取組④

- 保健所における新型コロナ対応業務（主なもの）
- 第6波（オミクロン株）以降の対応～業務の外部委託～
- 応援職員
- 市町村からの応援

○保健所における新型コロナ対応業務(主なもの)

- ・ 積極的疫学調査
- ・ 健康観察
- ・ 自宅療養者が悪化した際の受診相談
- ・ 医療機関との入院調整
- ・ 濃厚接触者等のPCR検査・ゲノム解析
- ・ 高齢者・障害者施設等における感染者発生時の検査や感染対策の指導
- ・ モニタリング(流行状況)
- ・ 医療費公費負担の申請受付
- ・ 宿泊療養施設や配食サービスの利用希望調査
- ・ パルスオキシメーターの貸出・回収

○第6波(オミクロン株)以降の対応 ～ 業務の外部委託 ～

オミクロン株の特性を踏まえ、保健所業務は重症化リスク因子のある患者への重点的な対応に特化し、重症化リスクのない患者へのフォローアップ業務については、外部委託とした。

〈外部委託の概要〉

- ・ 実施期間 2022年6月1日～2023年5月7日（5類移行をもって終了）
- ・ ショートメッセージ（SMS）機能を活用し、自宅療養におけるサポート体制の案内を送付
- ・ 「愛知県自宅療養者サービス窓口」を開設し、宿泊療養施設、配食サービス、パルスオキシメーターについて、Webによる申込を受付
（SMSの利用が困難な方には、コールセンターから電話連絡）

○応援職員

- ・ ひっ迫する保健所業務に対し、全庁から応援職員を派遣。
- ・ 2021年8月19日（第5波）から2022年10月18日（第7波）まで断続的に実施。
- ・ 321日間にわたり、延べ36,687人が応援として各保健所へ派遣。

○市町村からの応援

ひっ迫する保健所業務に対し、管内市町村からも各保健所へ応援職員を派遣。

【保健師の応援（2020年8月17日～2022年9月30日）：第2波～第7波】

- ・一宮保健所 57人（一宮市、稲沢市）
 - ・瀬戸保健所 175人（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）
 - ・春日井保健所 359人（春日井市、小牧市）
 - ・江南保健所 108人（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）
 - ・清須保健所 107人（稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町）
 - ・津島保健所 60人（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）
 - ・半田保健所 36人（半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
 - ・知多保健所 129人（常滑市、東海市、大府市、知多市）
 - ・衣浦東部保健所 147人（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市）
 - ・西尾保健所 71人（西尾市、幸田町）
 - ・新城保健所 5人（新城市、東栄町）
 - ・豊川保健所 58人（豊川市、蒲郡市、田原市）
- 合 計 1,312人

【事務職の応援（2022年2月14日～2022年3月31日）：第6波】

- ・瀬戸保健所 50人（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）
 - ・春日井保健所 84人（春日井市）
 - ・江南保健所 88人（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）
 - ・清須保健所 53人（稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町）
 - ・津島保健所 157人（愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）
 - ・半田保健所 50人（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
 - ・知多保健所 125人（常滑市、東海市、大府市、知多市）
 - ・衣浦東部保健所 55人（刈谷市、安城市、知立市、高浜市）
 - ・西尾保健所 28人（西尾市、幸田町）
 - ・豊川保健所 57人（豊川市、蒲郡市、田原市）
- 合 計 747人

愛知県の組織体制等について

- 組織の変遷
- 愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例

○組織の変遷

- 2020年1月30日 知事を本部長とする「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部(※)」を設置。
- 2020年4月1日 保健医療局 健康医務部 健康対策課内に「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置。
- 2020年5月20日 保健医療局内に「感染症対策局」を設置。併せて感染症対策局内に「感染症対策課」を設置。
- 2020年8月17日 感染症対策局内に「医療体制整備室」を設置。
- 2021年1月27日 感染症対策局内に「ワクチン接種体制整備室」を設置。
- 2024年4月1日 感染症対策局を廃止し、保健医療局に「感染症対策課」を設置。

※【愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部】

- 設置日：2020年1月30日（同年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行）
- 目的：新型コロナウイルス感染症に関する防疫・その他の対策等について、関係部局及び関係機関が連携し、総合的・横断的に推進を図る。
- メンバー：本部長（大村知事）、副本部長（保健医療局担当副知事）、本部員（各局長等）
- オブザーバー：長谷川 医療専門部会長、県医師会、県病院協会、名古屋商工会議所、中部経済連合会、愛知県経営者協会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、県市長会、県町村会、名古屋市保健所、豊橋市保健所、岡崎市保健所、一宮市保健所、豊田市保健所 の代表等
- 開催実績：第1回 2020年1月30日 ～ 第48回 2023年8月8日 まで計48回開催

○愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例

感染拡大を防止し、的確かつ迅速に感染症対策を講ずるため、感染症対策の推進に関する基本的な枠組みについて条例を制定。

2020年10月14日公布・施行（同年9月議会で議決）。

〈主な内容〉

- ・ 県、県民、事業者の責務
- ・ 県独自の対策本部の設置
- ・ 県独自の緊急事態宣言
- ・ 高齢者や障害者、重症化リスクの高い方等への適切な配慮

2024年4月以降の対応について

(2024年3月14日記者発表)

新型コロナウイルス感染症に対する2024年4月以降の 愛知県の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2023年5月8日(月)から、5類感染症に移行されたことに伴い、愛知県では、国の取扱いに基づき事業の見直しを行いました。

2024年4月1日(月)からは通常の医療提供体制へ移行されることとなり、この度、国から方針等が示されたことに伴い、愛知県が実施してきた事業について、改めて見直しを行いますので、お知らせいたします。

主な内容は、以下のとおりです。

主な内容

事 項		現 在 (2024年3月31日まで)	2024年 4月1日から
相談体制		相談体制の確保 新型コロナウイルス感染症健康相談センター (受診・相談窓口、ワクチン関連相談窓口)	<u>終了</u> ※ワクチン副反応と罹患後後遺症の相談は継続
医療提供体制	外来	県内2,514機関 (2024年2月現在)	<u>通常の医療提供体制に移行</u> (一般的な医療機関での対応)
	入院	県内83機関 最大確保病床数574床 (2023年10月1日以降)	<u>通常の医療提供体制に移行</u> (確保病床によらない形での患者の受け入れ) ※病床確保料については <u>終了</u>

事 項		現 在 (2024年3月31日まで)	2024年 4月1日から
医療費 (外来・入院)	公費負担	一部自己負担分を公費負担 ・新型コロナ治療薬 医療費の負担割合に応じた自己負担(3,000円～9,000円)に減額 ・入院 高額療養費の自己負担限度額から減額(最大1万円)	<u>終了</u> <u>医療費の負担割合に応じて1～3割の自己負担</u> (他の疾病と同様の取扱い)
検査体制	施設職員への検査(定期)	高齢者施設等への定期検査 (県内約7,600施設)	<u>終了</u>
調査・統計	モニタリング(流行状況)	定点報告(県内195か所) ※前週(月曜日～日曜日)分を木曜日に発表	<u>継続</u> (当面の間)
ワクチン接種	公費負担	全額公費による負担 (自己負担なし)	<u>終了</u> ⇒ <u>定期接種に移行</u> (自己負担あり) (対象)・65歳以上の高齢者 ・60～64歳までの基礎疾患を有する方 (時期)年1回 秋～冬頃 ※定期接種以外で接種を希望される方は任意接種 (自己負担あり)

※詳細については、別添資料を御覧ください。

○新型コロナウイルス感染症への対応（2024年4月以降）

別添

事項		愛知県の施策内容			
		5類移行前（～2023年5月7日）	現在（～2024年3月31日）	2024年4月1日～	
相談体制	相談体制の確保	①愛知県健康フォローアップセンター ・受診・相談窓口 ・ワクチン関連相談窓口 ・自宅・宿泊療養サービスの申込受付 （配食サービス、パルスオキシメーター貸出、宿泊療養） ②新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」 （コールセンター） ③保健所設置市への財政支援 （受診・相談窓口、フォローアップセンター等）	①継続（名称を「新型コロナウイルス感染症健康相談センター」に変更） ・受診・相談窓口：2024年3月末まで ・ワクチン関連相談窓口：2024年3月末まで ・自宅・宿泊療養サービスの申込受付：5類移行時に終了 ・入院調整：2024年3月末まで ②5類移行時に終了 ③受診・相談窓口のみ継続（2024年3月末まで）	①終了 ・受診・相談窓口：終了 ・ワクチン関連相談窓口：終了 ・自宅・宿泊療養サービスの申込受付：終了 ・入院調整：終了 ②終了 ③終了 <div style="margin-left: 20px;"> } ワクチン副反応と罹患後遺症 の相談は継続 </div>	
	心のケア	SNS相談等の実施	継続（当面の間）	継続（当面の間）	
医療提供体制	外来	外来対応医療機関	2、272医療機関を指定（2023年4月現在） ※診療・検査医療機関	継続（当面の間） 【2月現在：514医療機関】	通常の医療提供体制に移行 （一般的な医療機関での対応）
		【県独自事業】 長期休日の診療体制の確保	GW・お盆・年末年始に臨時に開業する医療機関・薬局への財政支援 医療機関150～200千円/日 薬局30～50千円/日	今後の感染状況等により対応検討	終了
		医療資機材の整備	医療設備等の整備に対する診療・検査医療機関への財政支援	継続（2024年3月末まで）	終了
			医療設備等の整備に対する救急・周産期・小児医療機関への財政支援	継続（2024年3月末まで）	終了
	コロナ治療薬提供体制の確保	治療薬を使用する医療機関の申請受付・登録	中和抗体薬については、継続（当面の間）	終了	
	入院	入院医療機関	93医療機関を指定（2023年4月現在） 〈確保病床数〉フェーズ1：1,106床、フェーズ2：1,590床 緊急フェーズⅠ：1,846床、緊急フェーズⅡ：2,440床	継続（2024年3月末まで） 〈確保病床数〉段階1：109床、段階2：436床、段階3：574床	通常の医療提供体制に移行 （確保病床によらない形で患者の受け入れ）
		病床確保（空床確保料）	病床確保への財政支援 16千円（一般病床）～436千円（ICU）/1日1床 （休止病床の補助上限数：2～4床）	継続（2024年3月末まで） 対象を感染拡大時における重症・中等症Ⅱを中心とした入院患者等に重点化 16千円（一般病床）～436千円（ICU）/1日1床 （休止病床の補助上限数：1～2床）	終了
		【県独自事業】 病床確保（転院・分娩対応）	確保病床を有しない医療機関における確保病床からの転院受入、妊娠の分娩 対応に対する財政支援 ①転院 30千円/1日1人 ②分娩 500千円/分娩・入院 かかりつけ医療機関における分娩割合：21%（第8波当時）	①5類移行時に終了 ②継続（2024年1月末まで）	①終了 ②終了
		【県独自事業】 医療従事者の処遇改善 （愛知県医療従事者応援金）	医療従事者の処遇改善を推進するため、コロナ患者を受け入れた入院医療機関 に対して応援金を交付 ※保健所設置市は1/3市負担 ネーザルハイフロー100千円、重症（人工呼吸器等）300千円、 重症（ECMO）1,000千円	5類移行時に終了	終了
			広く募集した寄附を基金に積み立て、医療従事者の処遇改善を推進するための 応援金に上乗せ交付	5類移行時に終了	終了
コロナ病床を確保するため、回復患者を受け入れた入院医療機関に対して応援 金を交付 患者1人当たり100千円			5類移行時に終了	終了	

事 項		愛 知 県 の 施 策 内 容			
		5 類移行前 (～2023年 5 月 7 日)	現 在 (～2024年 3 月 31 日)	2024年 4 月 1 日～	
医 療 提 供 体 制	入 院	医療資機材の整備	設備整備に対する入院医療機関への財政支援	継続 (2024年 3 月末まで)	終了
			施設整備に対する入院医療機関への財政支援	5 類移行時に終了	終了
			高度医療向け設備整備に対する重点医療機関等への財政支援	5 類移行時に終了	終了
	入院調整	入院待機ステーション	平日・土日祝(8:45～17:30)：保健所 時間外(17:30～8:45)：本庁 (感染症対策局)	継続 (2024年 3 月末まで)	通常の医療提供体制に移行 (医療機関間で入院先を法定)
			必要に応じ設置	5 類移行時に終了	終了
	その他	医療体制緊急確保チーム派遣	クラスター発生施設等への医療体制緊急確保チームの派遣に対する財政支援	継続 (2024年 3 月末まで)	終了
		看護職員クラスター派遣	クラスター発生施設等への看護職員の派遣に対する財政支援	継続 (2024年 3 月末まで)	終了
		【県独自事業 (一部)】 医療搬送体制の確保	卓新型コロナウイルス感染症調整本部に患者搬送コーディネーターを配置	継続 (2024年 3 月末まで)	終了
			【県独自事業】民間精神科病院入院患者が新型コロナウイルスに感染した場合、精神科医等が同伴し総合病院等に安全に搬送	5 類移行時に終了	終了
		医療機関継続・再開支援	新型コロナウイルス感染症対応により厳しい診療状況となっている医療機関へ医師等を派遣する医療機関に対する財政支援	継続 (2024年 3 月末まで) (新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等に対する継続・再開時に必要な設備整備分)	終了
【県独自事業】 医療法人に対する経営支援	①第 2 次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する無利子・無担保の貸付 貸付限度額 5 億円 ②貸付を行った医療法人に対する経営改善状況のモニタリング及び助言	①5 類移行時に終了 ②継続 (当面の間)	①終了 ②継続 (当面の間)		
医 療 費	外 来	公費負担 (外来医療費)	自己負担分を公費で負担 (自己負担なし)	・新型コロナウイルス治療薬：医療費の自己負担割合に応じた自己負担が発生 医療費の自己負担割合 1 割：3,000円、2 割：6,000円、 3 割：9,000円 (2024年 3 月末まで)	終了 (他の疾病と同様に医療費の負担割合に応じて 1～3 割の自己負担)
		公費負担 (行政検査費)	全額公費による負担 (自己負担なし)	5 類移行時に終了	終了
	入 院	公費負担 (入院医療費)	自己負担分を公費で負担 (自己負担なし)	・入院医療費：高額療養費の自己負担限度額から減額 最大 1 万円の減額 (2024年 3 月末まで) ・新型コロナウイルス治療薬：医療費の自己負担割合に応じた自己負担が発生 医療費の自己負担割合 1 割：3,000円、2 割：6,000円、 3 割：9,000円 (2024年 3 月末まで)	終了 (他の疾病と同様に医療費の負担割合に応じて 1～3 割の自己負担)
検 査 体 制	無料検査	①PCR検査・抗原検査の無料実施 (県内約 610 か所) ②抗原検査臨時無料検査所の設置	5 類移行時に終了	終了	
	施設職員への検査 (定期)	高齢者施設等への定期検査 (県内約 7,600 施設)	継続 (2024年 3 月末まで)	終了	
	施設職員、利用者への検査 (感染発生時)	高齢者施設、障害者施設等における感染者発生時の PCR 検査	継続 (2024年 3 月末まで)	終了	
	分娩前ウイルス検査	不安を抱える妊婦の分娩前ウイルス検査に対する財政支援	2023年 9 月末で終了	終了	
	抗原検査キットの確保	抗原検査キットの調達・確保	継続 (今後の感染状況等を踏まえ、調達・確保を検討)	終了	
	検査資機材の整備	検査機器の整備に対する医療機関・検査機関への財政支援	5 類移行時に終了	終了	

事 項		愛 知 県 の 施 策 内 容			
		5 類移行前（～2023年5月7日）	現 在（～2024年3月31日）	2024年4月1日～	
自宅療養・ 宿泊療養支援	【県独自事業】 自宅療養者への医療提供	自宅療養者への往診・電話診療等を行う医療機関・訪問看護ステーション等の医療提供体制の整備 往診50千円/回 外未診療30千円/回 訪問看護1千円/回等 高齢者施設等への往診・派遣に協力する医療機関数：547機関（4月現在）	2023年9月末で終了	終了	
	受診・入院搬送	自宅療養者等の受診・入院の搬送 （受診用：11台、入院用：4台を確保）	2023年9月末で終了	終了	
	配食サービス	自宅療養期間に応じ、食事を提供	5類移行時に終了	終了	
	パルスオキシメーターの貸出	希望者へパルスオキシメーターを貸出し	5類移行時に終了	終了	
	宿泊療養施設	5施設：1,084室を確保	5類移行時に終了	終了	
調査・ 統計	疫学調査	患者・濃厚接触者調査	患者へのヒアリング、濃厚接触者の特定・健康状態の調査等	5類移行時に終了	終了
	モニタ リング	モニタリング（流行状況）	全数把握	定点報告（県内195か所） （実施方法） 県：前週の月曜日～日曜日分を火曜日までに国へ報告 国：火曜日までの報告を基に、金曜日に公表 ※県の記者発表については、毎週水曜日（国公表の前日）に発表	継続（当面の間）
		モニタリング（入院者数・重症者数）	G M I S（医療機関等情報支援システム）、積極的疫学調査による把握	・具体的なモニタリング（入院者数・重症者数）はG M I Sに集約化 ・積極的疫学調査は停止され、定点把握へ移行	入院者数についても定点把握へ移行（県内15か所）
	サーベ ランス	P C R検査・ゲノム解析	濃厚接触者等の検体についてP C R検査・ゲノム解析を実施し、感染状況を監視	・P C R検査は下記①、②の場合について継続 ①医療機関、高齢者施設、障害者施設における感染者発生時 ②ゲノム解析に必要なウイルス量の確保 ・ゲノム解析は継続	ゲノム解析は継続（当面の間） ※P C R検査は終了
		検査機器の整備	サーベイランスに必要な機器の整備（県衛生研究所）	5類移行時に終了	終了
ワクチン接種	公費負担（ワクチン接種）	全額公費による負担（自己負担なし）	継続（2024年3月末まで）	終了（特例臨時接種）⇒定期接種に移行（自己負担あり） 〈対象〉・65歳以上の高齢者 ・60～64歳までの基礎疾患を有する方 〈時期〉年1回 秋～冬頃 ※定期接種以外で接種を希望される方は任意接種（自己負担あり）	
	【県独自事業】 医療機関への支援（巡回接種）	小児への個別接種や障害者施設・高齢者施設等への巡回接種を行う医療機関への財政支援 小児の個別接種1千円/回、施設巡回接種1千円/回、在宅訪問接種10千円/回等	継続（2024年3月末まで）	終了	
	医療機関への支援（接種の加速化）	一定回数以上の接種を行う医療機関への財政支援 週100回以上接種 2千円/回等 ※3月末まで⇒4月から補助事業の実施主体が県から市町村に変更	継続（2024年3月3日まで） （補助事業の実施主体は市町村）	終了	
	副反応への相談体制	ワクチン副反応対応相談窓口（11医療機関）の設置	継続（当面の間）	継続（当面の間）：9医療機関	
	【県独自事業】 ワクチン副反応等見舞金	医療費の自己負担分の1/2を支給	継続（当面の間）	継続（当面の間） ※対象は特例臨時接種期間（2024年3月末まで）に接種を受けた方	
	ノババックスワクチン接種センター	県内2か所（名古屋・岡崎）で実施	継続 （名古屋：2023年10月22日で終了、岡崎：8月末で終了）	終了	
	新型コロナワクチン小児接種センター	県内2か所（愛知県医療療育総合センター中央病院：春日井、あいち小児保健医療総合センター：大府）で実施	継続（2024年3月末まで）	終了	
	【県独自事業】 ワクチン大規模集団接種会場	2023年3月末まで5か所で実施	—（2023年3月末で終了）	終了	

事 項	愛 知 県 の 施 策 内 容				
	5 類移行前（～2023年5月7日）	現 在（～2024年3月31日）	2024年4月1日～		
福祉・保育サービスの提供体制等	障害福祉サービスの継続支援	障害福祉サービス事業所等に対する消毒費用等への財政支援	継続（当面の間）	終了	
	介護サービスの継続支援	介護サービス事業所等に対する消毒費用等への財政支援	継続（当面の間）	終了	
	児童養護施設等の業務継続のための支援	児童養護施設等に対して、マスク等衛生用品購入費及び業務継続のためのかかり増し経費等への財政支援	継続（当面の間）	終了	
	保育サービス事業所等における感染症対策支援	感染者が発生した保育サービス事業所等の消毒費用や感染症対策のための改修等に対する財政支援	継続（当面の間）	終了	
	保育所等における感染症対策支援	衛生用品の購入や消毒等に係るかかり増し経費への財政支援	継続（当面の間） ただし、予防を目的とする支援については終了	終了	
		保育施設の行うトイレの乾式化等の改修に対する財政支援	継続（当面の間）	継続（感染症全般を対象）	
【県独自事業】 保護者が感染し、家庭養育困難となった濃厚接触児の保護	県内の児童相談センターで実施	5類移行時に終了	終了		
保健所支援	潜在保健師等の雇用	感染拡大時に備え、名簿登録：57名（2023年2月末現在） （参考）市町村保健師の応援 第7波：2022年7月25日～9月30日（68日間）延べ300人	5類移行時に終了	終了	
事業者向け認証制度	飲食店の第三者認証制度	飲食店の第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」（通称：あいスタ）の実施（2023年3月末現在 30,794件）	飲食店の自己認証「ニューあいちスタンダード宣言店（通称：『あいスタ』宣言店）」の実施	終了	
	【県独自事業】 「安全・安心宣言施設」 PRステッカー・ポスター	全業種対象の自己認証制度（2023年3月末現在 67,760件）		5類移行時に終了	終了
広報・PR	【県独自事業】 刈谷ハイウェイオアシス観覧車 ライトアップ	3月末まで感染状況に応じたタイトアップを実施		5類移行時に終了	終了
	【県独自事業】 LINEによる情報発信	LINE公式アカウントによる情報提供・関連サイトへの案内	継続（当面の間）	継続（当面の間） ※2024年度実施の罹患後の後遺症実態調査にも活用	
その他	感染防止対策のお願い	新型インフルエンザ等対策特別措置法（基本的対処方針）に基づく、県民・事業者への要請	5類移行時に終了 ただし感染状況等により今後も適宜呼び掛けを実施	終了 ただし感染状況等により今後も適宜呼び掛けを実施	
	愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置 必要に応じて本部会議を開催	県要綱に基づき設置 必要に応じて本部会議を開催	県要綱に基づき設置 必要に応じて本部会議を開催	

今後の感染症危機に備えて

- ・ 愛知県感染症予防計画（2024年3月公表済）
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

○愛知県感染症予防計画

2022年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、2023年6月に設置した愛知県感染症対策連携協議会において検討を行い、2023年11月から12月までのパブリック・コメントの募集を経て、策定。（2024年3月18日公表）

1 名称

愛知県感染症予防計画

2 計画期間

2024年度から2029年度までの6年間（3年に1回中間見直し）

3 基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての県民が安心して暮らすことができる社会を実現。

4 数値目標

平時からの備えを確実に推進するため、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について、具体的な数値目標を新たに定める。
数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値により設定する。

○愛知県感染症予防計画の概要

「愛知県感染症予防計画」の概要について

1 基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての県民が安心して暮らすことができる社会を実現

2 計画期間

2024年度から2029年度までの6年間（3年に1回中間見直し）
[整合性を取ることが求められる地域保健医療計画の計画期間と合わせる]

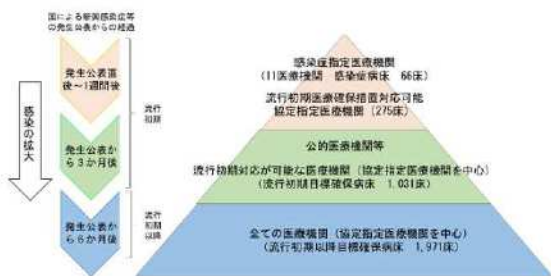
3 計画に盛り込む数値目標

- ・新たな感染症の発生及びまん延に備えて、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの経験を活かした実効性のある計画とするため、医療提供体制等における具体的な数値目標を新たに定める。
- ・数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値を踏まえて設定。

(1) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する目標

ア 確保病床数（国基本指針に即し設定）

- ・発生公表直後（発生公表1週間後）：275床（2020年4月頃を想定）
- ・流行初期（発生公表後3か月以内）：1,031床（第3波時最大値）
- ・流行初期以降（発生公表後6か月以内）：1,971床
（これまでの最大値：第7波）



イ 発熱外来を行う医療機関数（国基本指針に即し設定）

- ・流行初期（発生公表後3か月以内）：1,506施設（第3波時最大値）
- ・流行初期以降（発生公表後6か月以内）：2,502施設
（これまでの最大値：2023年10月時点）

ウ 自宅療養者等へ医療を提供する医療機関等数

往診、オンライン診療、医薬品提供、訪問看護等を行う医療機関等の目標数を設定（医療機関等に対する意向調査の回答結果から設定）

- ・病院：70機関
- ・診療所：2,200機関
- ・薬局：2,200機関
- ・訪問看護ステーション：110機関

エ 後方支援を行う医療機関数

感染症患者以外の患者や、感染症から回復後に入院が必要な患者を受け入れる医療機関の目標数をこれまでの実績の最大値に基づき設定

- ・医療機関（病院）：185機関

オ 人材派遣の確保人数

病院・診療所からの緊急時に派遣可能な人材の確保人数の目標数を設定

- ・医師：72人
- ・看護師：65人
- ・その他：7人
- ・DMAT：13人
（医療機関等に対する意向調査の回答結果から設定）

カ 個人防護具の備蓄を行う医療機関等数

平時から2か月分以上の個人防護具の備蓄を行う医療機関等の目標数を設定

- ・病院：156機関
- ・診療所：1,129機関
- ・訪問看護事業所：66機関
- ・薬局：1,807機関
（医療機関等に対する意向調査において協定締結可能と回答した機関数のうち、国通知に基づき、その80%を目標数に設定）

(2) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する目標

衛生研究所、保健所設置市の試験検査施設や民間検査機関と連携し、流行初期段階から検査を迅速に行う体制整備のため、検査実施可能件数の目標数を設定

- ・流行初期：5,381件/日
- ・流行初期以降：22,930件/日
（各機関における検査能力の最大値（件/日）から設定）

(3) 宿泊療養施設の確保に関する目標

宿泊療養施設の確保居室数の目標数を国基本指針に即し設定

- ・流行初期：1,109室（第3波時最大値）
- ・流行初期以降：2,737室（これまでの最大値：第7波）

(4) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する目標

医療従事者・保健所職員等の研修実施回数目標数を国基本指針に即し設定

- ・協定締結医療機関等：1回以上/年
- ・保健所：1回以上/年

(5) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する目標

流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標数を設定

- ・県保健所：688人
- ・保健所設置市保健所：1,681人
（これまでの体制における最大値であった第6波時の実績（応援職員・外部委託を含む）に基づき設定）

4 協定の締結

より実効性のある計画とするため、2024年9月末までに、上記3（1）～（3）に係る目標に基づき、個別の医療機関等と協定を締結していく。

5 計画の推進体制

2023年6月に設置した感染症対策連携協議会において計画の進行管理を行う。

○新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

国において政府行動計画の改定に向けて協議が進められている。

新型インフルエンザ等対策推進会議（第11回）（令和6年4月24日）資料2-1 改定の概要（案）（抜粋）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要①

- ・ **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定**（2017年に一部改正）
- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す。
- ・ 次の感染症危機においては、本政府行動計画を参考に、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成し**、対応

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際でもできない」。国や地方公共団体等の関係機関において、**平時より実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化
- 特に**水際対策や検査、ワクチン**などの項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションのあり方**などを整理
- 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化

※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切り替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要②

各論13項目の概要

<p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講じる体制を確保 平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行 	<p>②情報収集・分析 ③サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施 感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮 	<p>④情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症危機下では、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等
<p>⑤水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施 病原体の特徴等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定 状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施 	<p>⑥まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制 医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施 ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施 	<p>⑦ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化 有事に国内外で開発されたワクチンを確保し、迅速に接種を進めるための体制整備を行う。 予防接種事務のデジタル化やリスコミを推進
<p>⑧医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の提供は、健康被害を最小限に留めるために不可欠かつ社会・経済活動への影響を最小限に留めることにつながる 平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応 	<p>⑨治療薬・治療法</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化 有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施 	<p>⑩検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切り替えを行う。 平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。
<p>⑪保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民の生命と健康を守る 都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等を実施 平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う 	<p>⑫物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等*が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性 平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関をはじめとした必要な機関に感染症対策物資等が十分にいきわたる仕組みを形成 <p><small>*医薬品、医療機器、個人防護具等</small></p>	<p>⑬国民生活・国民経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性。 平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要。 国等は影響緩和のため必要な対策・支援*を行う。 <p><small>*生活関連物資等の安定供給の呼びかけ、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等</small></p>

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要 ③

横断的な5つの視点

<p>I. 人材育成</p> <p>平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による 専門性の高い人材の育成 ・ 感染症危機管理 人材の裾野を広げる取組として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に 訓練・研修を実施 ・ 地域での人材の確保・育成 地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員 	<p>II. 国と地方公共団体との連携</p> <p>感染症危機対応では、国と地方公共団体の適切な役割分担が重要 (国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため 平時から 国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築 ・ 国から地方公共団体への 情報発信の工夫により、 地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供 ・ 平時から 意見交換・訓練を実施し、連携体制を不断に強化
<p>III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進</p> <p>DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方、行政と医療機関の 情報収集・共有・分析基盤の整備 ・ 保健所や医療機関等の 事務負担軽減による対応能力の強化 ・ 予防接種事務のデジタル化・標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進 ・ 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の 研究開発への活用 	<p>IV. 研究開発への支援</p> <p>危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化につなげることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につなげるよう、医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進し、企業等の研究開発を支援 ・ 初期段階から国が中心となり、疫学・臨床情報等を収集 関係機関での臨床研究・研究開発に 活用
<p>V. 国際的な連携</p> <p>感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、対応に当たっては国際的な連携が不可欠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関や諸外国の政府、研究機関等と連携 ・ こうした連携を通じ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時の情報収集(新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知) ・ 有事の情報収集(機動的な水際対策の実施、研究開発への活用)を行う 	

参 考 资 料

知事メッセージの発出

No.	タイトル	発出日	波	内容
1	新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言	2020.4.10	1	愛知県緊急事態宣言を発出
2	緊急事態宣言の期間延長について 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2020.5.4	2	県の緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間を5月31日（日）まで延長
3	県民・事業者の皆様へのメッセージ	2020.5.14		法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除 引き続き、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていく
4	営業を継続・再開する事業者の皆様へ 「徹底した感染防止対策」のお願い	2020.5.18		「感染拡大予防ガイドライン」等を活用し感染防止対策に万全を期していただくようお願い
5	愛知県緊急事態宣言の解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2020.5.25	3	5月26日をもって「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除
6	感染状況が警戒領域に入ったとの認識を踏まえての県民・事業者の皆様へのお願い	2020.7.21		警戒領域に入ったと認識し、再度の感染拡大の防止にご協力を
7	県民・事業者の皆様への「厳重警戒」のお願い	2020.7.29	4	警戒領域から「厳重警戒」に移行
8	「厳重警戒」営業時間短縮・休業の要請 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2020.8.2		1 区域：名古屋市中区の栄・錦地区 2 期間：8月5日（水）～8月24日（月）の20日間 3 業種：接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店 4 要請内容 ○業種別ガイドラインを遵守する安全安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮（5時～20時）」を要請 ○業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請
9	新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言	2020.8.6		1 区域：愛知県全域 2 期間：8月6日（木）～8月24日（月）
10	「緊急事態宣言」解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2020.8.24		8月24日をもって緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の要請を解除
11	県民・事業者の皆様へのお願い	2020.9.17		「警戒領域」での感染防止対策 ・期間：9月18日～
12	県民・事業者の皆様へのお願い	2020.10.13		引き続き感染防止対策
13	ハロウィンなど「季節の行事」における 感染防止対策の徹底のお願い	2020.10.28		ハロウィンや、クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」における適切な感染防止対策
14	「厳重警戒」 第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い	2020.11.19		第3波に入ったとの認識の下、「厳重警戒」として感染防止対策
15	「厳重警戒」 年末年始で第3波を克服するために 県民・事業者の皆様へのお願い	2020.12.23	5	1 区域：愛知県全域（以降区域は愛知県全域） 2 期間：1月11日（月）まで
16	「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.1.13		・期間 1月14日（木）～2月7日（日）
17	「緊急事態宣言」の継続にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.2.2		国において、3月7日までの4週間、緊急事態宣言の継続が決定。 緊急事態措置を継続。

No.	タイトル	発出日	波	内容
18	「厳重警戒宣言」 感染再拡大を防止、第3波終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.2.26	3	2月28日をもって緊急事態宣言解除。解除後「厳重警戒宣言」 ・期間：3月1日（月）～3月14日（日）
19	「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大を防止、第3波終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.3.18		3月21日をもって「厳重警戒宣言」及び「厳重警戒措置」を解除
20	愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第4波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.4.16	4	国において愛知県始め4県に対し、「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたことを受け、「県民・事業者へのメッセージ」及び「愛知県まん延防止等重点措置」の実施を決定 ・期間：4月20日（火）～5月11日（火）
21	あいち医療非常事態宣言 県民の皆様へ～あいちの医療を守るための 緊急メッセージ～	2021.5.6		医療を守るための緊急メッセージ
22	「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.5.7		・期間：5月12日（水）～5月31日（月）
23	「緊急事態宣言」の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.5.28		・期間：6月1日（火）～6月20日（日）
24	愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第4波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.6.17	5	国において、本県の緊急事態宣言を6月20日をもって解除決定 「まん延防止等重点措置」への移行が決定 ・期間：6月21日～7月11日
25	「厳重警戒宣言」 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.7.8		国において、7月11日をもって本県のまん延防止等重点措置を解除決定。 「愛知県厳重警戒措置」 ・期間：7月12日（月）～8月11日（水）
26	東京2020オリンピック・パラリンピック競 技大会及び夏休み期間中の感染拡大防止対策徹 底のお願い	2021.7.20	6	夏休み期間中、特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染拡大防止対策
27	愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第5波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.8.5		国において、本県に対し、「まん延防止等重点措置」の適用が決定 ・期間：8月8日（日）～8月31日（火）
28	「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.8.25		「愛知県緊急事態措置」 ・期間：8月27日（金）～9月12日（日）
29	「緊急事態宣言」の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.9.9	7	「愛知県緊急事態措置」 ・延長期間：9月13日（月）～9月30日（木）
30	「厳重警戒宣言」 感染再拡大の防止、第5波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.9.28		「緊急事態宣言」を9月30日をもって解除 「愛知県厳重警戒措置」 ・期間：10月1日（金）～10月17日（日）
31	「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.10.14		10月17日をもって「厳重警戒宣言」及び「厳重警戒措置」を解除 「警戒領域」での感染防止対策 ・期間：10月18日（月）～

No.	タイトル	発出日	波	内容
32	ハロウィンなど多数の人が集まる行事や秋の紅葉・行楽シーズンにおける感染防止対策の徹底のお願い	2021.10.22	5	ハロウィン、秋の紅葉・行楽シーズンの感染防止対策
33	「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2021.11.19		「警戒領域」での感染防止対策（引き続き） ・期間：11月22日（月）～
34	初詣など年末年始の行事等における感染防止対策の徹底のお願い	2021.12.15		年末年始の初詣、クリスマス、カウントダウンイベント、初日の出、成人式などの行事や帰省・旅行など県をまたぐ移動における感染防止対策
35	「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大・第6波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.1.6		「警戒領域」での感染防止対策 ・期間：1月8日（土）～
36	「厳重警戒」での感染防止対策 第6波・感染急拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.1.14	6	「厳重警戒」での感染防止対策 ・期間：1月15日（土）～
37	愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.1.19		「愛知県まん延防止等重点措置」 ・期間：1月21日（金）～2月13日（日）
38	愛知県まん延防止等重点措置の 期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.2.10		「愛知県まん延防止等重点措置」 ・延長期間：2月14日（月）～3月6日（日）
39	愛知県まん延防止等重点措置の 期間再延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.3.4		「愛知県まん延防止等重点措置」 ・再延長期間：3月7日（月）～3月21日（月） 春休みや年度末に向け、卒業式や入社式、花見や春祭りなどの「季節の行事」での感染防止対策
40	「厳重警戒」での感染防止対策 第6波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.3.18	7	3月21日でまん延防止等重点措置を解除 「厳重警戒」での感染防止対策 ・期間：3月22日（火）～
41	「厳重警戒」での感染防止対策 大型連休を迎えるにあたって感染拡大を防止するための 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.4.28		3年ぶりに移動等の規制のない大型連休 「厳重警戒」での感染防止対策 ・期間：4月28日（木）～
42	第7波・感染急拡大の抑制に向けて 感染防止対策の再徹底とワクチン接種のお願い	2022.7.12		8月にかけて、3連休、夏休み、お盆 「厳重警戒」での感染防止対策の徹底
43	B A.5 対策強化宣言 感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.8.3	7	「B A.5 対策強化宣言」に基づく感染防止対策 ・期間：8月5日（金）～8月21日（日）
44	B A.5 対策緊急アピール お盆を挟んで8月12日から21日まで、より一層の感染防止対策の強化・徹底を!!	2022.8.12		「B A.5 対策強化宣言」に基づく対策の一層の強化・徹底 ・BA.5 緊急アピールに基づく対策期間：8月12日(金)～8月21日(日) ・BA.5 対策強化宣言に基づく期間：8月5日(金)～8月31日(水)

No.	タイトル	発出日	波	内容
45	B A.5 対策強化宣言の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.8.29	7	「B A.5 対策強化宣言」の期間を再度延長 「B A.5 対策強化宣言」に基づく感染防止対策 ・延長期間：9月1日（木）～9月30日（金） 「B A.5 対策強化宣言」については、9月30日まで
46	「厳重警戒」での感染防止対策 第7波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.9.28		「厳重警戒」での感染防止対策 ・期間：10月1日（土）～
47	ハロウィンなど多数の人が集まる行事や秋の紅葉・行楽シーズンにおける感染防止対策の徹底のお願い	2022.10.25		ハロウィン、紅葉・行楽シーズン
48	愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール 第8波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ	2022.12.7	8	第8波の感染拡大と季節性インフルエンザの同時流行を抑制するため 「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」に基づく対策 ・期間：12月8日（木）～1月15日（日）
49	年末年始における医療ひっ迫防止のための お願い	2022.12.21		初詣、クリスマス、カウントダウンイベント、成人式などの行事や帰省・旅行などによる感染拡大防止
50	愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール（延長） 引き続き第8波の感染拡大の抑制にご協力を！ ～ 県民・事業者の皆様へのメッセージ ～	2023.1.12		「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」の期間を2月19日まで延長 「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」に基づく感染防止対策 ・期間：1月16日（月）～2月19日（日）
51	「厳重警戒」での感染防止対策 第8波の終息に向け ～ 県民・事業者の皆様へのメッセージ ～	2023.2.15		「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」は2月19日まで 「厳重警戒」での感染防止対策 ・期間：2月20日（月）～
52	「警戒領域」での感染防止対策 ～ 県民・事業者の皆様へのメッセージ ～	2023.2.22		感染対策を「厳重警戒」から「警戒領域」に移行 マスクの着脱について3月13日から個人の判断に委ねる(学校の卒業式に続いて) 「警戒領域」での感染防止対策 ・期間：2月27日（月）～3月12日（日）
53	「警戒領域」での感染防止対策 ～ 県民・事業者の皆様へのメッセージ ～	2023.3.9		卒業式や入社式、花見や春祭りなどの「季節の行事」等 「警戒領域」での感染防止対策 ・期間：3月13日（月）～5月7日（日）
54	新型コロナウイルス感染症の位置付け変更 にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ (大型連休を迎えるにあたって)	2023.4.25		新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更 4年ぶりに制約のない大型連休
55	夏休み・お盆期間を迎えるにあたり 県民の皆様へのメッセージ	2023.7.20	9	夏休み、お盆の時期を迎え、旅行や帰省、イベントへの参加
56	感染拡大の抑制に向け 県民の皆様へのメッセージ	2023.8.8		7月半ば以降第9波 夏休み、お盆の時期を迎え、旅行や帰省、イベントへの参加
57	年末年始における 感染防止対策の徹底のお願い	2023.12.21		11月から「インフルエンザ警報」を発令中 冬、感染症が拡がりやすい季節。年末年始の初詣、忘年会・新年会、クリスマス、カウントダウンイベント、成人式などの行事や、帰省・旅行など

○医療関係者へのメッセージ

・2022年8月29日 あいちの医療体制を守るための緊急メッセージ ～医療関係者の皆様への感謝とお願い～
県民の生命と健康を守るため、献身的に医療体制を支えている医療関係者への感謝と、全ての医療機関における診療・入院の受け入れ等のお願い

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

2019年度		
1月30日	第1回	・愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱について ・各局等の対応について
2月26日	第2回	・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について ・各局等の対応について
3月2日	第3回	・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公立学校の臨時休業の措置について ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所・幼稚園等の対応について
3月12日	第4回	・各局の対応等について
3月27日	第5回	・対策本部の位置付けについて〔3/26付けで特措法に基づく県対策本部を設置した旨を報告〕 ・県民へのメッセージについて

2020年度		
4月10日	第6回	・新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言（案）について〔愛知県緊急事態宣言を決定〕 ・新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置（案）について〔県民の外出自粛、施設の利用の制限、学校の臨時休業等を決定（4/10～5/6）〕 ・愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策（案）について ・新型コロナウイルス感染症対策の推進に係る庁内体制について
4月28日	第7回	・県民へのメッセージについて〔大型連休中の外出・移動の自粛等の徹底等〕
5月4日	第8回	・県民へのメッセージについて ・新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置の変更について ・緊急事態宣言及び愛知県緊急事態措置の期間を延長（～5/31）
5月15日	第9回	・県民へのメッセージについて ・新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置の変更について〔クラスター発生実績がない施設の休業要請を解除〕
5月26日	第10回	・県民・事業者の皆様へのメッセージについて〔愛知県緊急事態宣言及び愛知県緊急事態措置の解除を決定〕 ・愛知県新型コロナウイルス感染症拡大予防対策指針について
8月2日	第11回	・県民・事業者の皆様へのメッセージについて〔栄・錦地区の接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を決定（8/5～8/24）〕
8月6日	第12回	・新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言（案）について〔愛知県緊急事態宣言を決定（8/6～8/24）〕
8月24日	第13回	・県民・事業者の皆様へのメッセージについて〔愛知県緊急事態宣言及び栄・錦地区の接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を決定〕
10月30日	第14回	・インフルエンザ流行に備えた体制整備について
11月20日	第15回	・県民・事業者の皆様へのお断りについて
12月15日	第16回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔県全域の接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を決定（12/18～1/11）〕
12月24日	第17回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔年末年始における行動自粛の徹底等と呼びかけるメッセージ、指標の見直し〕
1月7日	第18回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔県全域の接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を延長（1/12～2/7）〕
1月14日	第19回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔緊急事態宣言発出に当たり県民・事業者へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の発出（緊急事態宣言は1/14～2/7、緊急事態措置は1/18～2/7）〕
2月3日	第20回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔緊急事態宣言の継続に当たり県民・事業者へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の継続（2/8～3/7）〕
2月27日	第21回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒宣言」感染再拡大を防止、第三波終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び県全域の飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を延長（3/1～3/14）〕
3月19日	第22回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大を防止、第三波終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び名古屋市全域の接待を伴う飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請（3/22～3/31）〕

2021年度		
4月17日	第23回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第3波の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の発出（4/20～5/11）〕
5月8日	第24回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「緊急事態宣言」発出に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の発出（5/12～5/31）〕
5月29日	第25回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「緊急事態宣言」の期間延長に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の延長（6/1～6/20）〕
6月18日	第26回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第3波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の発出（6/21～7/11）〕
7月9日	第27回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒宣言」感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び県全域の飲食店等に対する営業時間短縮・休業の要請を延長（7/12～8/11）〕
8月6日	第28回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第3波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の発出（8/9～8/31）〕
8月26日	第29回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「緊急事態宣言」発出に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の発出（8/27～9/12）〕
9月10日	第30回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「緊急事態宣言」の期間延長に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の延長（9/13～9/30）〕
9月29日	第31回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒宣言」感染再拡大の防止、第5波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県厳重警戒措置の発出（10/1～10/17）〕
10月15日	第32回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び「警戒領域」での感染防止対策の発出〕
11月20日	第33回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「警戒領域」での感染防止対策 感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び「警戒領域」での感染防止対策の更なる緩和〕
1月20日	第34回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の発出（1/21～2/13）〕
2月10日	第35回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置の期間延長に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の延長（2/14～3/6）〕
3月4日	第36回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県まん延防止等重点措置の期間延長に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県まん延防止等重点措置の再延長（3/7～3/21）〕
3月18日	第37回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒」での感染防止対策 第6波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ及び「厳重警戒」での感染防止対策の主な変更〕

2022年度		
4月28日	第38回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒」での感染防止対策 大型連休を迎えるにあたって感染拡大を防止するための県民・事業者の皆様へのメッセージ及び「厳重警戒」での感染防止対策の主な追加・変更〕
7月12日	第39回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒」での感染防止対策 第7波・感染拡大の抑制に向けて感染防止対策の再徹底とワクチン接種のお願い〕
8月4日	第40回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「B.A.5対策強化宣言」感染拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ（8/5～8/21）〕
8月30日	第41回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「B.A.5対策強化宣言」の期間延長に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ（9/1～9/30）〕
9月30日	第42回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒」での感染防止対策 第7波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ（10/1～）〕
11月28日	第43回	・新型コロナウイルス感染症対策について
12月9日	第44回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール 第8波の感染拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ（12/8～1/15）〕
1月12日	第45回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール（延長）引き続き第8波の感染拡大の抑制にご協力！県民・事業者の皆様へのメッセージ（1/16～2/19）〕
2月16日	第46回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔「厳重警戒」での感染防止対策 第8波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ（2/20～）〕

2023年度		
4月26日	第47回	・新型コロナウイルス感染症対策について〔新型コロナウイルス感染症の位置付け変更！に当たり県民・事業者の皆様へのメッセージ（大型連休を迎えるにあたって）〕
8月8日	第48回	・感染拡大の抑制に向け県民の皆様へのメッセージ

東海3県知事テレビ会議の開催

愛知・岐阜・三重の3県知事によるテレビ会議。

感染状況等の現状や取組などの情報共有、意見交換、連携の確認を行い、3県知事共同メッセージを发出する。

国が初の緊急事態宣言を発令※しようとする中、人の往来の盛んな東海3県で一体となって対応していくことを目的として、2020年4月6日に大村知事の呼びかけにより第1回を開催。

※非常事態宣言 2020年4月7日：東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県 ⇒ 4月16日：全国に拡大

2020年度

回	開催日	メッセージの发出等	提案県
1	4月6日	現状と取組についての意見交換	愛知県
2	4月28日	「緊急事態宣言期間の対策に関する愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	岐阜県
3	5月16日	「愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	岐阜県
4	5月31日	「コロナ社会における観光の再生に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同宣言」の发出	岐阜県
5	8月7日	「愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
6	11月12日	「愛知・岐阜・三重3県知事共同緊急メッセージ」の发出	岐阜県
7	12月15日	「年末年始に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県
8	1月12日	愛知・岐阜の緊急事態宣言対象区域への追加の意思確認	愛知県
9	3月3日	「感染再拡大を防ぐための新型コロナウイルス感染防止対策愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県

2022年度

回	開催日	メッセージの发出等	提案県
22	4月22日	「新型コロナウイルス感染症 大型連休における感染防止対策の徹底を！愛知・岐阜・三重3県知事 共同メッセージ」の发出	三重県
23	7月15日	「新型コロナウイルス感染症 「第7波」 感染急拡大の抑制に向けて 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
24	8月5日	「新型コロナウイルス感染症 「第7波」 感染急拡大の抑制に向けて 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県
25	12月28日	「新型コロナウイルス感染症 年末年始における医療ひっ迫防止に向けて 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県

2021年度

回	開催日	メッセージの发出等	提案県
10	4月26日	「新型コロナウイルス感染症第4波の抑制に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
11	5月9日	「新型コロナウイルス感染症感染拡大の徹底的抑制に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県
12	5月29日	「新型コロナウイルス感染症第4波の徹底的な抑制に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
13	6月18日	「新型コロナウイルス感染症リバウンド阻止に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県
—	7月16日	「新型コロナウイルス感染症夏のリバウンド阻止に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出 ※ メッセージのみ（会議なし）	愛知県
14	8月12日	「新型コロナウイルス感染症第5波のピーク抑制に向けて、県境を越える移動の自粛徹底を！」の发出	岐阜県
15	8月26日	「新型コロナウイルス感染症 第5波の徹底的な抑え込みに向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ～これまででない最大の危機を乗り越えるために～」の发出	愛知県
16	10月1日	「新型コロナウイルス感染症 感染再拡大防止に向けた愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
17	12月27日	「新型コロナウイルス感染症 初詣など年末年始の行事等における感染防止対策の徹底を！愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
18	1月17日	「新型コロナウイルス感染症「第6波」拡大抑止 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	岐阜県
19	2月7日	「新型コロナウイルス感染症「第6波」拡大阻止 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	岐阜県
20	3月7日	「新型コロナウイルス感染症「年度替わり」の拡大阻止 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	岐阜県
21	3月23日	「新型コロナウイルス感染症 第6波終息に向けて愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県

2023年度

回	開催日	メッセージの发出等	提案県
26	4月28日	「新型コロナウイルス感染症の位置付け変更にあたり 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県
27	7月31日	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	三重県
28	12月27日	「新型コロナウイルス感染症 年末年始における感染拡大防止に向けた 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ」の发出	愛知県

(提案回数) 愛知県：14回（メッセージのみ1回含む）、岐阜県：8回、三重県：7回

緊急事態措置等の発出

2020年		2021年⇒						
緊急事態措置①(県独自⇒国指定)		警戒領域①	厳重警戒措置①	緊急事態措置②(県独自)	厳重警戒措置②	警戒領域②	厳重警戒措置③	
国への要請日	—	—	—	—	—	—	—	
記者発表日	4/9(木)	7/21(火)	7/29(水)	8/5(木)	8/24(月)	9/17(木)	11/19(木)	
発表時新規陽性者数(※)	(指標なし)	ステージⅢ	ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅢ	ステージⅣ	
発表時入院患者数(※)	(指標なし)	ステージⅠ	ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅢ	ステージⅢ	
期間	4/10(金)～5/26(火) (5/7(木)～5/26(火)延長) <国宣言・4/17(金)～5/14(木)> 〔47日間〕	7/21(火)～7/28(火)	7/29(水)～8/5(水)	8/6(金)～8/24(月)	8/25(火)～9/17(木)	9/18(金)～11/18(水)	11/19(木)～1/13(水)	
区域	愛知県全域	〔8日間〕 愛知県全域	〔8日間〕 愛知県全域	〔19日間〕 愛知県全域	〔24日間〕 愛知県全域	〔62日間〕 愛知県全域	〔56日間〕 愛知県全域	
飲食店	※4/17～5/26 (5/7～5/26延長) 時短要請 (5時～20時) 酒類提供 (19時まで) 第24条第9項	—	—	※8/5～8/24 【名古屋市中区栄・錦地区】 酒類を提供する飲食店等に 時短要請 (5時～20時) 第24条第9項	—	—	【11/29～12/17】 【名古屋市中区栄・錦地区】 酒類を提供する飲食店等に 時短要請 (5時～21時) 第24条第9項 ・ 【12/18～1/11】 酒類を提供する飲食店等に 時短要請 (5時～21時) 第24条第9項	
カラオケ	※4/17～5/26 (5/7～5/26延長) 休業要請 第24条第9項	—	—	—	—	—	—	
飲食店以外	※4/17～5/26 (5/7～5/26延長) 〔1,000㎡超〕 休業要請 第24条第9項	—	—	—	—	—	—	
大規模商業施設等	〔1,000㎡以下〕 休業の働きかけ 特措法によらない	—	—	—	—	—	—	
施設内の映画館	(生活必需物資販売施設を除く)	—	—	—	—	—	—	
映画館(単独)	—	—	—	—	—	—	—	
テレワーク	テレワーク等の接触機会を低減する取組のお願い 特措法によらない							
イベント	—	—	—	—	—	—	—	
参加人数	(5/26～6/18) 屋内:収容率50%以内かつ人数上限100人 屋外:十分な間隔(できれば2m)かつ人数上限200人 特措法によらない	(6/19～7/9) 屋内:収容率50%以内かつ人数上限1,000人 屋外:十分な間隔(できれば2m)かつ人数上限1,000人	(7/10～9/18) 屋内:収容率50%以内かつ人数上限5,000人 屋外:十分な間隔(できれば2m)かつ人数上限5,000人 特措法によらない	(9/19～1/17) 収容率:大声なし100%以内、大声あり50%以内、かつ、人数上限:収容人数10,000人超:50%以内、収容人数10,000人以下:5,000人 特措法によらない	—	—	—	
協力金	期間	4/17～5/6(20日)	—	—	8/5～8/24(20日)	—	11/29～12/17(19日)	12/18～1/11(25日)
	エリア	県内全域	—	—	中区栄・錦地区	—	中区栄・錦地区	県内全域
	対象区分	中小企業等	—	—	中小企業等	—	中小企業等	中小企業等
	1店舗・1日	1事業者あたり50万円(一律)	—	—	1事業者1日あたり1万円(最大20万)	—	1事業者1日あたり2万円(最大38万)	1事業者1日あたり4万円(最大100万)
規模	285億円(県・市町村折半)	—	—	7億円(県・名古屋折半)	—	—	10億円	302億円

		2021年								
		緊急事態措置③(国指定)		厳重警戒措置④		警戒領域③		まん延防止等重点措置①		
国への要請日		—		—		—		4/15(木)・文書		
記者発表日		1/13(水)		2/26(金)		3/18(木)		4/16(金)		
発表時新規陽性者数(※)		ステージⅣ		ステージⅠ		ステージⅠ		ステージⅢ		
発表時入院患者数(※)		ステージⅣ		ステージⅢ		ステージⅡ		ステージⅢ		
期間		1/14(木)～2/28(日) (2/8(月)～2/28(日)延長)		3/1(月)～3/21(日) (3/15(月)～3/21(日)延長)		3/22(月)～4/19(月) (4/1(木)～4/19(月)延長)		4/20(火)～5/11(火)		
		〔46日間〕		〔21日間〕		〔29日間〕		〔22日間〕		
区域		愛知県全域		愛知県全域		愛知県全域		名古屋市 名古屋市以外		
飲食店		【1/12～1/17】 酒類を提供する飲食店等に 時短要請(5時～21時)		時短要請 (5時～21時) 酒類提供 (時間的余裕をもって) 第24条第9項		【名古屋市のみ】 酒類を提供する飲食店等に 時短要請 (5時～22時) 酒類提供 (時間的余裕をもって) 第24条第9項		時短要請 (5時～21時) 酒類提供 (時間的余裕をもって) 第24条第9項		
カラオケ		【1/18～2/28】 飲食店等に時短要請 (5時～20時) 酒類の提供 (11時～19時) 第45条第2項						飲食店・カラオケボックスのカラオケ設備の利用自粛 飲食店(名古屋市外:第24条9項、 名古屋市内:第31条の6第1項) カラオケボックス:特措法によらない		
飲食店以外										
大規模商業施設等		時短働きかけ (5時～20時) 酒類提供 (11時～19時) 特措法によらない		時短働きかけ (5時～21時) 特措法によらない		—		時短働きかけ (5時～20時) 酒類提供 (11時～19時) 特措法によらない		
施設内の映画館								時短働きかけ (5時～21時) 酒類提供 (11時～19時) 特措法によらない		
映画館(単独)										
テレワーク		20時以降の勤務抑制 特措法によらない		21時以降の勤務抑制 特措法によらない		—		20時以降の勤務抑制 特措法によらない		
イベント		時短要請 (5時～20時) 第24条第9項		時短要請 (5時～21時) 第24条第9項		—		時短要請 (5時～20時) 第24条第9項		
参加人数		(1/18～2/28) 屋外:5,000人以下 屋内:上記かつ収容定員の50%以内 第24条第9項		(3/1～4/19) 大声なし:収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 大声あり:収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 第24条第9項				(4/20～5/11) 大声なし:収容率100%以内かつ人数上限5,000人以下 大声あり:収容率50%以内かつ人数上限5,000人以下 第24条第9項		
協力金		期間		1/12～1/17(6日)	1/18～2/7(21日)	2/8～2/28(21日)	3/1～3/21(21日)	3/22～4/19(29日)	4/20～5/11(22日)	
		エリア		県内全域			県内全域	名古屋市全域	県内全域(措置区域:名古屋市)	
		対象区分		中小企業等	大企業・中小企業等			大企業・中小企業等	大企業・中小企業等	
		1店舗・1日		1店舗1日あたり 4万円	1店舗1日あたり 6万円			1店舗1日あたり 4万円	1店舗1日あたり 2万円	[時短枠]中小企業:売上規模変動 区域内4～10万円、区域外2.5～7.5万円、大企業:売上高減少額4割(最大20万円) [カラオケ枠](別に対応)
		規模		577億円		672億円		168億円	82億円	486億円

		2021年		緊急事態措置④(国指定)		まん延防止等重点措置②		厳重警戒措置⑤	
国への要請日		—		—		—		—	
記者発表日		5/7(金)		5/28(金)		6/17(木)		7/8(木)	
発表時新規陽性者数(※)		ステージⅣ		ステージⅣ		ステージⅡ		ステージⅡ	
発表時入院患者数(※)		ステージⅣ		ステージⅣ		ステージⅢ		ステージⅡ	
期間		5/12(水)～5/31(月) 〔20日間〕 〔強化〕 土日に追加措置 22(土)、23(日)、29(土)、30(日)		6/1(火)～6/20(日) (延長) 〔20日間〕		6/21(月)～7/11(日) <措置区域> 6/21～7/2(14市町) → 7/3～7/11(4市)		7/12(月)～8/7(土)	
区域		愛知県全域		愛知県全域		措置区域		措置区域以外	
飲食店		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店に休業要請 酒類かつカラオケ設備を提供しない飲食店に時短要請(5時～20時) 第45条第2項		左記と同じ		時短要請(5時～20時) 酒類提供(11時～19時) ※一定の要件を満たした場合 第31条の6第1項		時短要請(5時～21時) 酒類提供(時間的余裕をもって) 第24条第9項	
カラオケ						飲食店のカラオケ設備の利用自粛 (カラオケボックス除く) 飲食店(措置区域以外:第24条9条、 措置区域:第31条の6第1項)			
飲食店以外		〔1,000㎡超〕20時までの時短要請 第24条第9項 〔1,000㎡以下〕20時までの時短働きかけ 特措法によらない 酒類(店内持ち込み含む)提供及びカラオケ設備の使用自粛 特措法によらない				時短要請(5時～20時) 酒類提供(11時～19時) 第24条第9項		時短要請(5時～21時) 酒類提供(時間的余裕をもって) 特措法によらない	
大規模商業施設等		〔1,000㎡超〕 20時までの時短要請 第24条第9項		左記に追加 〔1,000㎡超〕 土日は休業要請 第24条第9項					
施設内の映画館		〔1,000㎡以下〕 20時までの時短働きかけ 特措法によらない		大規模商業施設内の映画館 21時までの時短要請 (土日の休業要請対象外)		21時までの時短要請 第24条第9項		21時までの時短働きかけ 特措法によらない	
映画館(単独)		〔1,000㎡超〕21時までの時短要請 第24条第9項 〔1,000㎡以下〕21時までの時短働きかけ 特措法によらない				21時までの時短要請 第24条第9項		21時までの時短働きかけ 特措法によらない	
テレワーク		20時以降の勤務抑制 特措法によらない				20時以降の勤務抑制 特措法によらない		21時以降の勤務抑制 特措法によらない	
イベント		時短要請(5時～21時まで) 第24条第9項				時短要請(5時～21時) 第24条第9項		時短要請(5時～21時) 第24条第9項	
参加人数		(5/12～6/20) 収容率50%以内かつ人数上限5,000人以下 第24条第9項				パブリックビューイングの自粛 (6/21～7/11) 大声なし:収容率100%以内かつ人数上限5,000人以下 大声あり:収容率 50%以内かつ人数上限5,000人以下 第24条第9項		パブリックビューイングの自粛 (7/12～8/7) 大声なし:収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 大声あり:収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 第24条第9項	
協力金		期間		5/12～5/31(20日)		5/22,23,29,30(土日休業追加)		6/1～6/20(20日)	
		エリア		県内全域		県内全域(措置区域:14市町(6/21～7/2(12日))、4市(7/3～7/11(9日))		県内全域	
		対象区分		大企業・中小企業等		大企業・中小企業等		大企業・中小企業等	
		1店舗・1日		[時短枠]中小企業:売上規模変動 4～10万円、大企業:売上高減少額4割(最大20万円) [大規模施設]大規模:20万円/1,000㎡×時短割合、テナント:2万円/100㎡×時短割合 [カラオケ枠](別に対応)		[時短枠]中小企業:売上規模変動 区域内3～10万円、区域外2.5～7.5万、大企業:売上高減少4割(最大20万円) [大規模施設]大規模:20万円/1,000㎡×時短割合、テナント:2万円/100㎡×時短割合		中小企業:売上規模変動 2.5～7.5万 大企業:売上高減少4割(最大20万円)	
		規模		620億円		82億円		737億円	
								521億円	
								598億円	

		2021年		まん延防止等重点措置③		緊急事態措置⑤(国指定)		嚴重警戒措置⑥	
国への要請日		8/5(木)・文書		8/20(金)・文書		9/8(水)・口頭		—	
記者発表日		8/5(木)		8/25(水)		9/9(木)		9/28(火)	
発表時新規陽性者数(※)		ステージⅢ		ステージⅣ		ステージⅣ		ステージⅢ	
発表時入院患者数(※)		ステージⅡ		ステージⅢ		ステージⅣ		ステージⅢ	
期間		8/8(日)～8/26(木) <措置区域> 8/8～8/20(12市町村) → 8/21～8/26(39市町)		8/27(金)～9/12(日)		9/13(月)～9/30(木) (延長)		10/1(金)～10/17(日)	
区域		措置区域		措置区域以外		愛知県全域		愛知県全域	
飲食店		時短要請(5時～20時) 酒類を提供しない 第31条の6第1項		時短要請(5時～21時) 酒類提供 (時間的余裕をもって) ※一定の要件を満たした場合 (認証店含) 第24条第9項		酒類又はカラオケ設備を提供する 飲食店及びカラオケ店に休業要請 酒類かつカラオケ設備を提供しない 飲食店に時短要請(5時～20時) 第45条第2項		時短要請 あいスタ認証店(5時～21時) あいスタ認証店以外(5時～20時) 酒類提供 あいスタ認証店(11時～20時) あいスタ認証店以外(11時～19時半) 第24条第9項	
カラオケ		飲食店のカラオケ設備の利用自粛 (カラオケボックス除く) 飲食店(措置区域以外:第24条第9項、 措置区域:第31条の6第1項)						飲食店のカラオケ設備の利用自粛 (カラオケボックス除く) 第24条第9項	
飲食店以外		[1,000㎡超]20時までの時短要請 第24条第9項 [1,000㎡以下]20時までの時短働きかけ 特措法によらない ※8/20～大規模商業施設、百貨店の地下食品売場 等における入場者の整理等を要請又は働きかけ (1,000㎡超第31条第6第1項、1,000㎡以下は特措法に よらない、食品売場1,000㎡超第24条第9項、1,000㎡ 以下特措法によらない)		時短要請(5時～21時) 酒類提供(時間的余裕をもって) 特措法によらない		[1,000㎡超]20時までの時短要請 第24条第9項 [1,000㎡以下]20時までの時短働きかけ 特措法によらない ※大規模商業施設、百貨店の地下食品売場等における入場者の整理等 を要請又は働きかけ(1,000㎡超第45条第2項、1,000㎡以下は特措法に よらない、食品売場1,000㎡超第24条第9項、1,000㎡以下特措法によらな い)		時短働きかけ (5時～21時) 特措法によらない	
大規模商業施設等									
施設内の映画館		21時までの時短要請 第24条第9項		21時までの時短働きかけ 特措法によらない		21時までの時短要請 第24条第9項			
映画館(単独)		21時までの時短要請 第24条第9項		21時までの時短働きかけ 特措法によらない		21時までの時短要請 第24条第9項			
テレワーク		20時以降の勤務抑制 特措法によらない		21時以降の勤務抑制 特措法によらない		20時以降の勤務抑制 特措法によらない		21時以降の勤務抑制 特措法によらない	
イベント		時短要請 (5時～21時) 第24条第9項		時短要請 (5時～21時) 第24条第9項		時短要請 (5時～21時) 第24条第9項		時短要請 (5時～21時) 第24条第9項	
参加人数		パブリックビューイングの自粛		パブリックビューイングの自粛		—		(10/1～10/17) 大声なし:収容率100%以内、かつ、人数上 限5,000人又は収容定員50%以内(≦ 10,000人)のいずれか大きい方 大声あり:収容率50%以内、かつ、人数上限 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000 人)のいずれか大きい方 第24条第9項	
協力金		期間		8/8～8/26(19日)		8/27～9/12(17日)		9/13～9/30(18日)	
		エリア		県内全域(措置区域:12市町村(8/8～20(13日)),39市町(8/21～26(6日)))		県内全域		県内全域	
		対象区分		大企業・中小企業等		大企業・中小企業等		大企業・中小企業等	
		1店舗・1日		[時短枠]中小企業:売上規模変動 区域内3～10万円、区域外2.5～7.5万、大企業:売上高減少4割(最大20万円) [大規模施設]大規模:20万円/1,000㎡×時短割合、テナント:2万円/100㎡×時短割合		[時短枠]中小企業:売上規模変動 4～10万 大企業:売上高減少4割(最大20万円) カラオケ店:一律2万円 [大規模施設]大規模:20万円/1,000㎡×時短割合、テナント:2万円/100㎡×時短割合		[時短枠]中小企業:売上規模変動 2.5～7.5万 大企業:売上高減少4割(最大20万円)	
		規模		424億円		487億円		515億円	
								283億円	

		2021年			2022年 ⇒		
		警戒領域④					
国への要請日	—		—		—		
記者発表日	10/14(木)		10/22(金)		11/19(金)		
発表時新規陽性者数(※)	ステージⅠ		ステージⅠ		ステージⅠ		
発表時入院患者数(※)	ステージⅠ		ステージⅠ		ステージⅠ		
期間	10/18(月)～10/24(日)		10/25(月)～10/30(土)		10/31(日)～11/21(日)		
	[7日間]		[6日間]		[22日間]		
区域	愛知県全域						
飲食店	時短要請、酒類提供の制限はなし ・会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」 特措法によらない		時短要請、酒類提供の制限はなし ・会食・飲食する際は、同一テーブルに4人を目安に(同居家族等は除く) ・同一テーブルへの入店案内は4人を目安(同居家族等は除く) 特措法によらない		(基本的な感染防止対策の徹底) 時短要請、酒類提供の制限はなし ・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(同居家族等は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(同居家族等は除く) 特措法によらない		
カラオケ	—		—		—		
飲食店以外	○知事メッセージ(2021年10月22日) 「ハロウィンなど多数の人が集まる行事や秋の紅葉・行楽シーズンにおける感染防止対策の徹底のお願い」				○知事メッセージ(2021年12月15日) 「初詣など年末年始の行事等における感染防止対策の徹底のお願い」		
大規模商業施設等	—		—		—		
施設内の映画館	—		—		—		
映画館(単独)	—		—		—		
テレワーク	テレワーク等の接触機会を低減する取組のお願い 特措法によらない						
イベント	—		—		—		
参加人数	(10/18～10/30) 大声なし: 収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 大声あり: 収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 第24条第9項		(10/31～11/21) 大声なし: 収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 大声あり: 収容率50%以内、かつ、人数上、5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 第24条第9項		(11/22～1/14) ・「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントは収容率100%、人数上限収容定員まで ・その他のイベントについては、左記のとおり 第24条第9項		
協力金	期間	—					
	エリア	—					
	対象区分	—					
	1店舗・1日	—					
規模	—						

2022年		厳重警戒①		まん延防止等重点措置④			
国への要請日	—	1/18(火)・文書		2/8(火)・文書		3/2(水)・文書	
記者発表日	1/14(金)	1/19(水)		2/10(木)		3/4(金)	
発表時新規陽性者数(※)	レベル3A	レベル3A		レベル3A		レベル3A	
発表時入院患者数(※)	レベル1A	レベル1A		レベル3A		レベル3B	
期間	1/15(土)～1/20(木)	1/21(金)～2/13(日) ＜措置区域＞1/21～2/8(52市町村) →2/9～2/11(53市町村) →2/12～2/13(54市町村(愛知県全域)) 〔24日間〕		2/14(月)～3/6(日) (延長) ＜措置区域＞2/14～3/6(54市町村(愛知県全域)) 〔21日間〕		3/7(月)～3/21(月) (再延長) ＜措置区域＞3/7～3/21(54市町村(愛知県全域)) 〔15日間〕	
区域	愛知県全域	措置区域		措置区域		措置区域	
飲食店	時短要請、酒類提供の制限はなし	【あいスタ認証店】 各店が期間を通して、以下のどちらかを選択 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない ・時短要請(5時～21時)、酒類提供(11時～20時) 【あいスタ認証店以外】 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない	時短要請、酒類提供の制限はなし	【あいスタ認証店】 各店が、延長前、延長後の各期間において、以下のどちらかを選択 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない ・時短要請(5時～21時)、酒類提供(11時～20時) 【あいスタ認証店以外】 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない	【あいスタ認証店】 各店が、延長前、延長後、再延長後の各期間において、以下のどちらかを選択 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない ・時短要請(5時～21時)、酒類提供(11時～20時) 【あいスタ認証店以外】 ・時短要請(5時～20時)、酒類を提供しない		
	テーブル	・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(同居家族等は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(同居家族等は除く) 第24条第9項					
カラオケ	—	—		—			
飲食店以外	—	〔1,000㎡超〕 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・入場者に対するマスクの着用の周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 など 第31条の6第1項	〔1,000㎡超〕 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・入場者に対するマスクの着用の周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 など 第24条第9項	〔1,000㎡超〕 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・入場者に対するマスクの着用の周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 など 第31条の6第1項			
テレワーク	テレワーク等の接触機会を低減する取組のお願い 特措法によらない	21時以降の勤務抑制 特措法によらない					
イベント	—	—		—			
参加人数	(1/15～1/20) 大声なし: 収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントは、収容率100%、人数上限収容定員まで 大声あり: 収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 第24条第9項	(1/21～3/21) 大声なし: 収容率100%以内かつ人数上限5,000人以下 ※「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントは、収容率100%、人数上限20,000人まで 大声あり: 収容率50%以内かつ人数上限5,000人以下 第24条第9項					
ワクチン検査パッケージ制度又は全員検査	移動	—	適用なし				
	飲食	推奨	適用なし				
	イベント	—	適用なし				
協力金	期間	—	1/21～2/13(24日)	2/14～3/6(21日)	3/7～3/21(15日)		
	エリア	—	県内全域(措置区域: 52市町村(1/21～2/8(19日)), 53市町村(2/9～11(3日)), 54市町村(2/12～13(2日)))	県内全域(措置区域: 54市町村(2/14～3/6))	県内全域(措置区域: 54市町村(3/7～3/21))		
	対象区分	—	大企業・中小企業等	大企業・中小企業等	大企業・中小企業等		
	1店舗・1日	—	[時短枠] 中小企業: 売上規模変動 認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円、認証店(5～21時: 酒提供20時)2.5～7.5万円、非認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円 大企業: 売上高減少4割(最大20万円)	[時短枠] 中小企業: 売上規模変動 認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円、認証店(5～21時: 酒提供20時)2.5～7.5万円、非認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円 大企業: 売上高減少4割(最大20万円)	[時短枠] 中小企業: 売上規模変動 認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円、認証店(5～21時: 酒提供20時)2.5～7.5万円、非認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円 大企業: 売上高減少4割(最大20万円)	[時短枠] 中小企業: 売上規模変動 認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円、認証店(5～21時: 酒提供20時)2.5～7.5万円、非認証店(5～20時: 酒提供なし)3～10万円 大企業: 売上高減少4割(最大20万円)	
	規模	—	322億円	282億円	202億円		

2022年

		厳重警戒		BA.5対策強化宣言			
国への要請日		—		8/2(火)・文書	8/9(火)・口頭	8/24(水)・口頭	—
記者発表日		3/18(金)		8/3(水)	8/12(金)	8/29(月)	9/9(金)
発表時新規陽性者数(※)		レベル3A		レベル3A	レベル3A	レベル3A	レベル3A
発表時入院患者数(※)		レベル3A		レベル3B	レベル4	レベル3B	レベル3B
期間		3/22(火)～8/4(木) [136日間]		8/5(金)～8/21(日) [17日間]	8/5(金)～8/31(水) [27日間](延長) 延長と同時に 「BA.5対策緊急アピール」を 発出	9/1(木)～9/30(金) [30日間](延長)	
区域		愛知県全域		愛知県全域			
飲食店		時短要請、酒類提供の制限はなし		時短要請、酒類提供の制限はなし			
テーブル		・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く) 特措法によらない		・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く) 第24条第9項			
カラオケ		—		—			
飲食店以外		<p>4/28(木) 「3月・4月に行われる行事等での対策」を 「大型連休における感染防止に向けた取組強化」に変更</p> <p>5/ 9(月) 「行事等での対策」に変更</p> <p>5/24(火) 「マスクの着用」について追記・変更</p> <p>7/12(火) 「第7波・感染急拡大の抑制」に向け、 4回目ワクチン接種を追記、メッセージを発出</p> <p>7/15(金) 「効果的な換気」について追記</p>		<p>8/29(金) 「⑩医療機関等の負担軽減に向けた対応」を追加</p> <p>9/9(金) 同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」の エリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限を追加</p>			
テレワーク		テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 特措法によらない		テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 第24条第9項			
イベント		—		—		—	
参加人数		(3/22～) 大声なし: 収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントは、収容率100%、人数上限収容定員まで 大声あり: 収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 第24条第9項		大声なし: 収容率100%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベントは、収容率100%、人数上限収容定員まで 大声あり: 収容率50%以内、かつ、人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 第24条第9項		左記に加え、 同一イベント等において、 「大声あり」、「大声なし」のエリアを 明確に区分して開催する場合、 それぞれ収容率50%(大声あり)・100% (大声なし)とする。 第24条第9項	
ワクチン検査パック着用制度又は全員検査		移動 適用なし		適用なし			
		飲食 適用なし		適用なし			
		イベント 適用なし		適用なし			
協力金		期間 —		—			
		エリア —		—			
		対象区分 —		—			
		1店舗・1日 —		—			
		規模 —		—			

2022年		2023年	
—		愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール	
国への要請日	—	—	—
記者発表日	9/28(水)	12/7(水)	1/11(水) 1/30(月)
発表時新規陽性者数(※)	レベル3A	— (11/25指標改訂による)	—
発表時入院患者数(※)	レベル2	レベル3A	レベル3A レベル3A
期間	10/1(土)～12/7(水) [68日間]	12/8(木)～1/15(日) [39日間]	1/16(月)～2/19(日) [35日間] (延長)
区域	愛知県全域	愛知県全域	
飲食店	時短要請、酒類提供の制限はなし	時短要請、酒類提供の制限はなし	
テーブル	・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く) 特措法によらない	・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く) 特措法によらない	
カラオケ	—	—	
飲食店以外	— 11/1(火) 学校の食事中的「会話禁止」を「大声での会話を控える」に修正 12/1(木) 会食・飲食をする際、「黙食を基本とし、」を削除 医療ひっ迫に備え、自己検査できる環境整備のお願いを追加 マスクの着用について「場面に応じた」マスクの着用に変更 保育所等での対応について、大人数での行動自粛を削除 医療機関での対策を追加	1/30(月) 「大声あり」のイベントの収容率の上限を緩和	
テレワーク	テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 特措法によらない	テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 特措法によらない	
イベント	—	—	
参加人数	同一イベント等において、 「大声あり」、「大声なし」のエリアを 明確に区分して開催する場合、 それぞれ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。 第24条第9項	同一イベント等において、 「大声あり」、「大声なし」のエリアを 明確に区分して開催する場合、 それぞれ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。(1/30～ 大声による規制なし) 第24条第9項	
ワクチン検査ハブ ゲージ制度又は全 員検査	移動 適用なし 飲食 適用なし イベント 適用なし	適用なし 適用なし 適用なし	
協力金	期間	—	—
	エリア	—	—
	対象区分	—	—
	1店舗・1日	—	—
規模	—	—	

2023年

		厳重警戒	警戒領域	
国への要請日		—	—	—
記者発表日		2/15(水)	2/22(水)	3/9(木)
発表時新規陽性者数(※)		—	—	—
発表時入院患者数(※)		レベル1	レベル1	レベル1
期間		2/20(月)～2/26(日) [7日間]	2/27(月)～5/7(日) [70日間]	
区域		愛知県全域	愛知県全域	
飲食店		時短要請、酒類提供の制限はなし	時短要請、酒類提供の制限はなし	
テーブル		・マスク会食、手指消毒、換気を徹底 特措法によらない	・マスク会食、手指消毒、 換気を徹底 特措法によらない	・手指消毒、換気を徹底 特措法によらない
カラオケ		—	—	
飲食店以外		—	—	3/13(月) マスク着用は個人の判断、3/9メッセージ発出 4/1(土) 学校のマスク着用を緩和、3/29Web修正(発表なし)
テレワーク		テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 特措法によらない	テレワーク等の接触機会を 低減する取組のお願い 特措法によらない	
イベント		—	—	
参加人数		5,000人超かつ収容率50%超のイベントは 感染防止安全計画を県に提出 (それ以外のイベントはチェックリストを作成) 第24条第9項	5,000人超かつ収容率50%超のイベントは 感染防止安全計画を県に提出 (それ以外のイベントはチェックリストを作成) 第24条第9項	
ワクチン- 検査バツ ケージ制 度又は全 員検査	移動	適用なし	適用なし	
	飲食	適用なし	適用なし	
	イベント	適用なし	適用なし	
	期間	—	—	
	エリア	—	—	
	対象区分	—	—	
協力金	1店舗・1日	—	—	
	規模	—	—	